

南九州諸藩における「武士」と「百姓」の一揆：一揆結集の社会基盤

宮崎，克則
九州大学文学部九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/1657543>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 38, pp.203-256, 1993-03-30. Research Institute Cultural History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



南九州諸藩における「武士」と「百姓」の一揆

——一揆結集の社会基盤——

宮 崎 克 則

はじめに

百姓一揆の主体は百姓である。これは至極当然のことであるが、その前提には、幕藩制国家特有の社会体制である兵農分離制がある。⁽¹⁾兵・農が国家的規模で身分固定され、武士は商人・職人とともに都市に居住し、百姓は村にいて耕作と貢納の義務を負う。したがって、村を基盤とする民衆抵抗のあり方は百姓身分の者たちで構成されることになる。ところが、本稿で対象とする人吉藩・鹿兒島藩では、村人口の三分の一ほどを武士身分の者が占め、庄屋もまた武士である。これらに在村する武士は一般に郷士と呼ばれるが、地域によってその取立事情や社会的性格が異なるのは、小野武夫『郷士制度の研究』（大岡書店・一九二五年）以来明らかである。ここで取り扱う郷士は、新田開発や献金等による近世中後期に特徴的な“登用郷士”“金納郷士”でなく、戦国期以来の武士団が城下士にも百姓にもならず農村に居住し、家臣団の身分階層制に正式に位置づけられ、軍役を勤め、苗字帯刀を許され、農業に生活基盤を置く“旧族郷士”である。“旧族郷士”は四国・九州の外様大藩に典型的にみられ、とくに鹿兒島藩を例として支配の強固さが強調されてきた。つまり、郷士の存在が農民の成長を抑制し、一揆のような抵抗は殆ど発生しないというので

ある。⁽²⁾

これまでの人吉藩・鹿兒島藩に関する研究をみると、この地で起こった数少ない一揆を扱った研究成果は極めて少なく、年表的な整理しかないのが実情である。⁽³⁾ 本稿は、人吉藩の天保十二年「茸山騒動」、鹿兒島藩の安政五年「加世田一揆」を分析対象として、郷士と百姓がどのような社会状況のもとで、いかなる社会結合を背景に結集したのかを検討することによって、郷士の歴史的意義を問直したい。

(註)

(1) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』上巻、二一一―二一六頁、東京大学出版会、一九八四年。

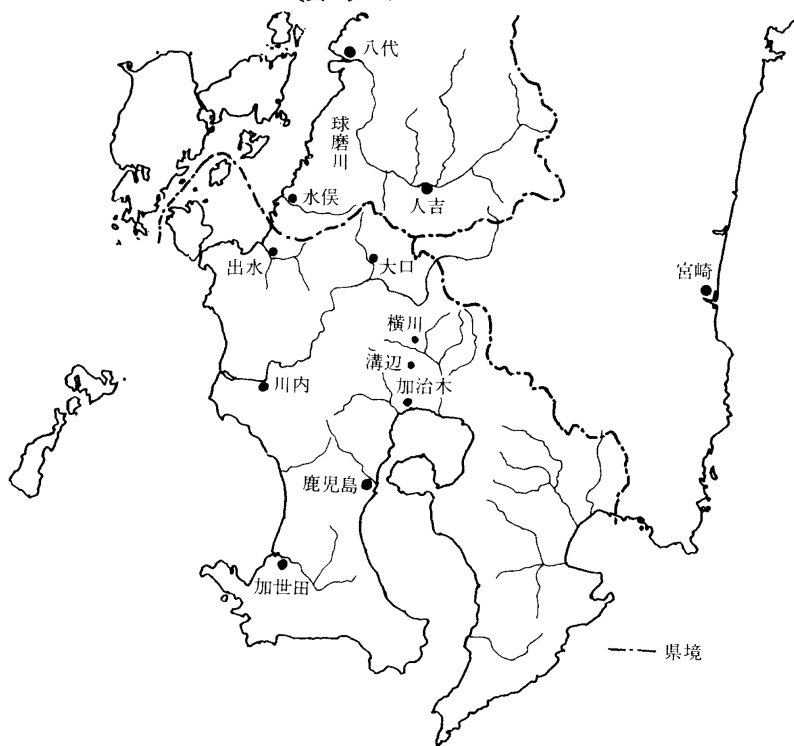
(2) 小野武夫前掲書、一六五頁には「郷士が村落の農民を抑圧したる例は薩摩の外城衆中において求むることができる」とある。また秀村選三「幕末期西南辺境型領国における流通構造の特質―試論―」(宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房、一九六七年)、同「再び『西南辺境型両国』について」(『地方史研究』一二二号、一九七一年)でも同様の見解である。

(3) 芳即正「薩摩藩郷士農民の抵抗運動」(『日本史研究』三〇号、一九五六年) 原口虎雄「加世田一揆」(『農業共同組合』一八―一二号、一九七二年)。鹿兒島藩領でも奄美諸島は社会構造が異なる。この地の一揆については、三木靖「奄美郡島における島民の主體的な行動について」(民衆史研究会編『民衆史の課題と方向』、三一書房、一九七八年)、谷口学「薩摩藩の糖業政策と犬田布騒動の研究」(『暗河』三三三号、一九八二年)がある。

一節 天保十二年「茸山騒動」の史料と運動形態

天保十二年「茸山騒動」の一揆史料として、隣領鹿兒島藩・熊本藩の調査報告書をはじめ、人吉藩士の記述になる『熊風士記』⁽¹⁾などがある。まず、鹿兒島藩の調査書から史料の性格を検討しよう(図一)。

〔図1〕 本稿関連の南九州



それは鹿児島藩領出水郷横目三原直命の記録である。この記録は三部構成をとり、第一部は、天保十二年二月十四日に鹿児島藩領大口郷の横目種ヶ島三右衛門外四名が「茸山騒動」の風評をとりまて藩の大目付座へ提出したものを写す（史料1）。「茸山騒動」は二月九日に発生し同十二日頃まで続いたから、これはかなり近い時点での報告書となる。大口郷は人吉藩領に隣接し、両藩では別稿（肥後人吉藩の藩政改革と「茸山騒動」『地方史研究』二〇四号）で見たように苧・茶の交易も行われていたから、情報はすぐさま伝わった。

第二部は、実情調査のため人吉藩へ派遣された横目篠崎七郎右衛

門の日記である（史料2）。大口郷からの報告を得た鹿児島藩の大目付座が彼を派遣したのは、二月十六日のことだった。篠崎は、鹿児島―加治木―始良郡溝辺・横川を通じて、十八日早朝大口に着き、郷役人に面会して人吉潜入を計画した。彼は、「茸山騒動」の第一報を送った大口郷横目の一人、須佐美覚之助を道案内とし、「町人躰」に変装して十九日に人吉城下に着いた。翌二十日は、打ちこわされた商人宅を見て回り、二十一日朝帰途につく。騒動から暫くたっているとはいえ、実際に打ちこわし後の城下町を見聞した記録であり、信憑性は高い。彼が人吉城下にいた時、打ちこわしにあった商家の片付けがおこなわれており、「取集方半三而候」だった。第三部は、二月二十三日に鹿児島城下町へ到着した篠崎が、翌日藩の大目付座御裁許掛へ提出した正式の報告書である（史料3）。

これら鹿児島藩側の調査書を出水郷横目が写していたことについて述べておく。三原直命は、文化六年に出水郷の郷士伊藤家の次男として生まれ、郷士三原家の婿養子となり、嘉永六年に死去した。三原家は代々横目役を勤めており、直命も十余年横目役を勤めている。三原は、同じ天保十二年の四月に『亡目手引草 諸御披露書』を作成しており、これは明和―寛政期にかけて出水郷で起こった諸事件記録であり、彼が熱心に職務上必要な事件を調べていたことがわかる。「茸山騒動」の記録も、人吉領に近接する出水郷の横目三原がこれに関心を持ち、人吉領へ派遣された篠崎から資料を借り受けて写し取ったものと考えられる。

熊本藩側の調査書として、松求麻村庄屋の報告書がある（史料4）。松求麻村は八代郡に属し、人吉藩より流れ出る球磨川の下流域にある。球磨川は人吉藩にとって物質輸送の大動脈であり、日頃から河川交通を介した情報の伝達が行われていた。松求麻村庄屋の情報源は、二月十日に人吉を発った船頭であった。

騒動を察知した熊本藩でも即座に「外聞」を派遣している。名前は分からないが、二月十二日に派遣され、同日中に人吉に着いた「外聞」の報告書が残っている（史料5）。僅か一日で人吉城下に着いていることから、この「外聞」は熊本本藩でなく、八代城詰の家臣と思われる。最も早い時点での見聞史料である。

〔表1〕 天保12年「茸山騒動」の概要

番 号	史 料	藩 名	期 間	人 数	得 物	打ちこわし 軒 数	契 機	田代善右衛門	相良左仲
史料1	天保12年2月14日 大口郷横目の報告書	鹿児島藩	2月9日 ～	15,000～ 6,000人	斧・鉦・鉄砲	商家30軒余	専売制	切腹	一揆鎮圧 要求取り次ぎ
史料2	天保12年2月16日～23日 横目篠崎七郎右衛門の日記	〃	2月9日 ～11日		斧・山刀・鉄 砲・法螺貝・ 村旗	商家20軒余	〃	〃	〃
史料3	天保12年2月24日 横目篠崎七郎右衛門の報告書	〃	2月9日 ～11日	30,000人	斧・山刀・鉄 砲・法螺貝・ 村旗	商家20軒余	〃	〃	〃
史料4	天保12年2月13日 松求麻村庄屋の報告書	熊本藩	2月9日 ～10日	25,000人	鉄砲・竹貝	商家23軒 在郷で9軒	〃	〃	〃
史料5	天保12年2月 熊本藩「外聞」の報告書	〃	2月9日 ～12日	10,000人	斧・鷹口・長 刀・竹 槍・ 甲・頭巾・鉄 砲・貝・村旗	商家25軒 在郷で14軒	〃	〃	〃
史料6	明治21～41年 稲富三郎『熊風土記』	人吉藩	2月9日 ～12日		蓑・笠・鉦・ 鉦	商家15軒	〃	〃	〃
史料7	文政7～弘化3年 『年行事帳 御作事所』	〃	2月9日 ～12日			商家20軒余 在郷の椎茸小屋	〃		〃
史料8	『相良長福公記』	〃					〃		〃

人吉藩内部の史料としては、騒動の際、城下警備にあたった藩士稲富三郎の『熊風土記』がある（史料6）。これは明治二十一年から四十一年にかけて書かれており、一揆当時の記録ではないが、他藩の調査史料ではうかがうことのできない人吉藩内部の興味ある事情や、藩側の鎮圧体制を詳しく記述している。その他、藩政史料として文政七年（弘化三年）『年行事帳 御作事帳』（史料7）、『相良長福公記』（史料8）があるが、簡単な記述内容となっている。

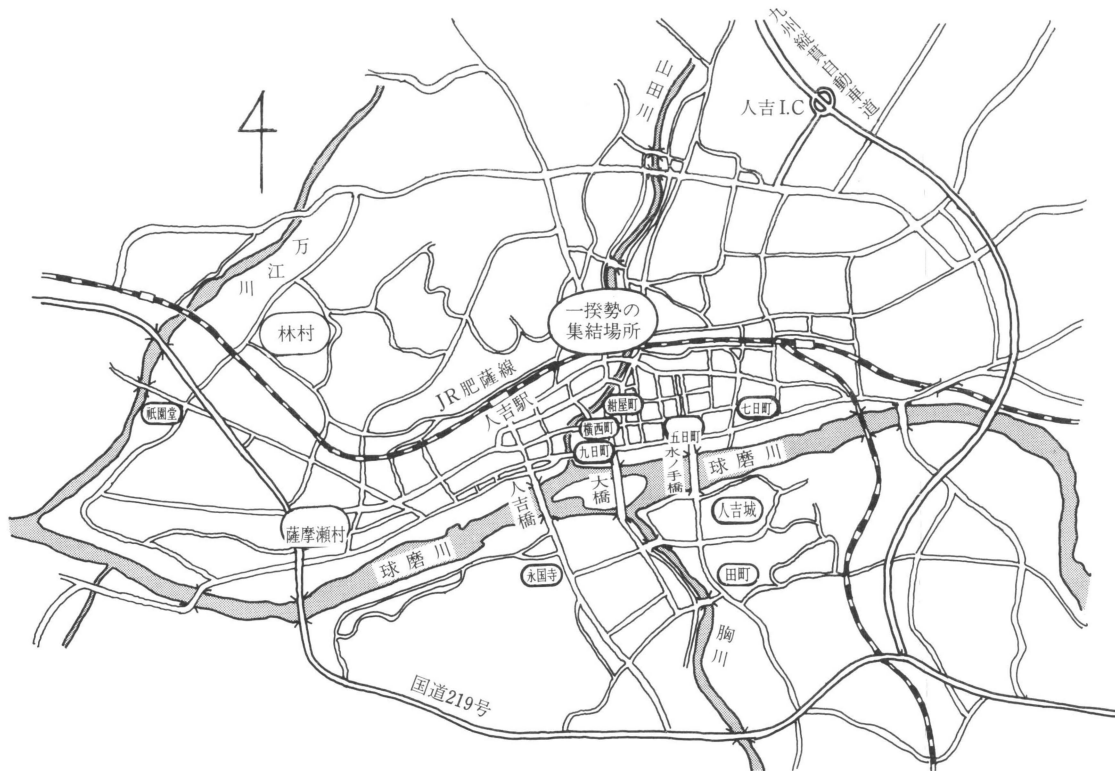
以上の史料をもとに「茸山騒動」の概要をしめすと、（表1）のとおりとなる。打ちこわしは天保十二年二月九日に起こり、十二日頃まで続いている。参加者数は史料によって異なるが、一万～三万人。なお宝歴・明和期の在方軒数が九六三三軒だから、一軒一人の原則によると、一万くらい規模が実数ではなからうか。二月九日未明に一揆勢が集結した林村・薩摩瀬村は城下近くの村であり、林村の祇園堂は現在も残る。彼らの得物は、斧・鉞・山刀・竹槍のほか鉄砲・法螺貝などである。鉄砲の使用について、（史料6）の『熊風土記』によると、「林村祇園堂にて二十目玉の鉄砲を四五発打ち、鯨波を上げて直ちに人吉町に押寄す」とあり、武器でなく、合図として用いている。これらの合図による一揆勢の行動は整然としたものであり、いち早く人吉城下を見聞した（史料5）には、

人吉町裏手山田郷と申所へ引取、陳を取居、翌十日之朝凡壺万人程、同夕七百人程、三度に形象を備え、前後に鉄砲、左右に斧・鳶口・長刀、或は竹槍等持、間には甲・頭巾を被、す、む時は鉄砲を放し、鯨波を揚げ、退く時は貝を吹、一村々々木綿旗又紙旗を立罷在

とある。城下町外れの山田川周辺に移動した一揆勢は、隊列を整えて前後に鉄砲を配置し、進行時は鉄砲、退却時は法螺貝を吹いて、城下商人への打ちこわしをかけている。参加者は村ごとにまとまり、それぞれ木綿や紙で作った村旗を掲げ、これを単位に行動している。一揆への参加は個人でなく、村単位であり、「村順之廻状」（史料6）いわゆる天狗廻状が村々に廻され、参加強制が掛けられていった（図2）。

一揆指導層については、頭取詮議がおこなわれていないので、必ずしも明らかでないが、（史料2）の篠崎日記に

〔図2〕 一揆関連の人吉城下町図



「百姓共計り罷居、稀ニ士𪛗又は足輕共同宿の由」とあり、足輕層の参加を記す。人吉藩では、村に足輕身分の郷士が居住していたから、彼らの一揆参加をしめす。ところが篠崎は、藩への正式報告書（史料3）において「百姓共計罷居、郷士𪛗の者は無之由」と書換えている。なぜ篠崎は郷士の参加を否定したのであろうか。その理由は「茸山騒動」でなく、鹿児島藩側にあろう。鹿児島藩にも同じく郷士が存在したから、彼は故意に一揆参加者を百姓のみと報告したのである。他領であつても郷士の一揆参加を報告すれば、郷士への締め付けが厳しくなることは容易に予想できる。篠崎は鹿児島藩の郷士出身ではなかったかと思われる。

「茸山騒動」への郷士参加は、熊本藩側の報告書（史料4）に「頭廻は村々庄屋を初、在宅之歩行中之少知之衆」とあり、彼らの指導を伝えている。熊本藩にも郷士はいるが、その数は人吉藩や鹿児島藩と比べるとはるかに少なく、郷士の一揆参加を押し隠すほどのことはなく、松求麻村庄屋はそのまま報告している。郷士が加わつた一揆であることは、その整然とした行動形態や鉄砲の所持などからもうかがうことができる。

打ちこわしの対象は、専売制に荷担する城下町商人宅であり、その数は史料によつて違つが一五軒から三〇軒、他に在方の椎茸山師小屋なども打ちこわされている。打ちこわしの被害にあつた町名は紺屋町・横町（横西町）・九日町・五日町・七日町・田町であり、田町へは球磨川を渡らねばならないが、当時すでに大橋が掛かつていた（図2）。その様子を（史料2）の篠崎日記にみると、

九日より十一日迄の間狼籍の砌は、店荷反物類米錢等悉く馬場江持散し通路ニ塞り候由、右町家の内江戸家と申江、百姓共飯の添物差出候様申掛候折、無之と申何品も不差遣候處、相応大家ニ而候を惣て土蔵迄も打崩候由ニ而崩、哀成有様ニ而候、尤右添物ニ而も差遣候へハ最初より打崩筈の所ニ而無之由

とある。各地の打ちこわしにみられるように、家財・商品類の破却や家屋・土蔵の引き倒しがなされ、火は使われていない。右の江戸屋は打ちこわし対象でなかったが、一揆勢への食料提供を断つたことから打ちこわされる羽目にな

っている。反面、打ちこわし対象の家であっても酒食を振る舞えば、それを手加減された。例えば、「右酒屋ハ百姓共江酒余多為飲候由ニ而、是ハ惣而打崩筈の所にて候得共酒の礼分ニ少し打崩、取止候由」と（史料2）にある。つまり、打ちこわしは決して無差別の行為でなく、あらかじめ対象を定めたいえでの実力行使であった。そして、内部には金品を盗まぬという規制を持つ。二月十日、一揆勢のなかの三人が打ちこわしに加わらず、独自に商家へ金一両を強要し捕縛された。一揆勢は「徒党之人数一向構不申候」（史料5）とあるように、内部規律を破った者へ援助するとはなかった。

一揆勢への武力鎮圧はなく、ただ城内侵入に対する警備がなされたにすぎない。『熊風土記』の作者稲富三郎は田町橋口を固め、他の家臣も「家中に乱暴致さざる様、馬場方入口々々を警備」していたという（史料6）。相良左仲も「町家の分は崩方勝手次第可致、武士小路江踏入儀は不相成」（史料2）と告げといわれ、一揆勢はさしたる妨害もなく、商家を打ちこわしていった。一揆の直接的契機は前年の第二次専売制にあったから、藩は二月十二―三日に専売制廃止を通達した。その内容を（史料7）『年行事帳 御作事所』にみる。

追々御仕出新方早速御止方左之通

一、紙方 一、椎茸山

一、金銀預札 一、上亭上納

一、苧御買揚ゲ 一、茶御買揚ゲ

一、人参方 一、抹香山

一、灰山 一、死馬穢多渡（是ハ死馬有之候ヘハ馬主々穢多江引合候様相成居候由）

右之通御止方被仰出候由也、不及記候へ共、騒動ニ付而之事故記置也、為御知等有之候事ニハ無之、前面御止方ニ相成候儀ハ百姓共願出候事と相見候

椎茸・芋などの専売制廃止が達せれている。一揆勢は、専売制の政策主体家老田代善右衛門の身柄引き渡しを求めているが、その田代が打ちこわしの過程で切腹したことは、殆どの史料に共通している。その様子を（史料6）『熊風土記』にみよう。

また田代善右衛門殿を頻りに嫉むによつて、密に御退出、西藍田岩川内永国寺隠居寺に居られ候へ共、余り騒敷き故、寺中を忍び出て、山伝へに十君畑といふ所に至り、山田川を見られ候処、雲霞の如く数万の人数郡集して、折々鯨波を上ぐるを見、是は大変なりと言はれし時は顔色変じ氣絶し給ふかと見る中に、脇差を引抜き、腹に突立て、申され候には、我らが力及ばず、小僧介錯頼むと申され候間、小僧大いに驚き、如何はせんと思へ共外に人なければ致方なく渡され候脇差にて止めさし

とある。人吉城のすぐ東側にある永国寺の裏山に登れば、球磨川を挟んで対岸の山田川周辺に集まっている一揆勢は眼下に見える。田代は、一揆勢の要求が自ら計画した専売制にあることを見て取り、即座に切腹したのである。

田代に対し、一揆勢を鎮めたのが相良左仲であることも、各史料に共通する。左仲が一揆勢を山田川に集めて説諭し、要求を取り次いだという。（史料2）の篠崎は、「御一門方相良左仲殿事、当太守様御叔父三而候、万人氣服尊敬いたし候人三而、同人馬上より馳廻り折角取鎮方被致」と、左仲を万人が尊敬していたと記し、また（史料5）の熊本藩「外聞」は、「御一門相良左仲様騎馬にて出方相成、始終御付添に相成候て」一揆を鎮めた記す。一揆勢の動きに付き添っていた相良左仲が「茸山騒動」を計画した可能性については、別稿で述べたが、人吉藩の公的記録である（史料8）『相良長福公記』にも、「此の一揆蜂起も有力者の扇動に困りたるものの如く」と記す。

以上、「茸山騒動」は天保十二年二月九日に起こり、十二日頃まで続いた。一万から三万人の民衆が斧・鉦・鉄砲を持ち、村旗を掲げて専売制荷担の城下町商人一五―三〇件を打ちこわした（在方豪農層への打ちこわしはない）。その目的は、専売制廃止と田代の引き渡しにあり、打ちこわし過程で田代は切腹、相良左仲が要求を取り次ぎ、一揆勢を

鎮めた。

この一揆に「有力者」の扇動があったとしても、人吉藩領の全村が参加する（湯前村・上村は不参加）の社会的基盤はどのようなものであったか、郷士の存在形態、郷士と百姓の日常的社會結合をつぎに検討しよう。

〔註〕

- （1）鹿兒島藩の「茸山騷動」報告書は、「伊藤家文書」（鹿兒島県出水市立歴史民俗資料館所蔵）にある。これは、佐藤光昭氏が「相良茸山騷動記」（『熊本史学』三二号、一九六六年）として紹介している。その他の一揆史料は熊本女子大学郷土文化研究所編『人吉藩と政治と文化』（日本談義社、一九五九年、後に国書刊行会から復刻）に収録されている。なお、そのうち『御作事所年中行事』は、広島大学附属図書館所蔵の「相良家文書」の原本、文政七年（弘化）三年『年行事帳 御作事所』と照合している。また、『浮世の有様』（『日本庶民生活史料集成』一一巻、三一書房、一九七〇年）にも若干の記述があり、畿内へも「茸山騷動」の情報は伝わっていた。

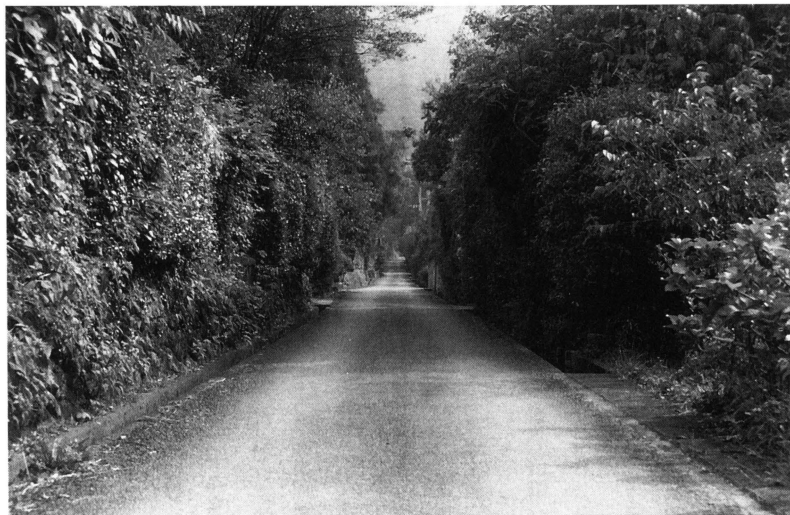
- （2）天保十二年『亡目手引草 諸御披露書』（出水郷土誌編集委員会編『出水郷土誌資料』第一〇輯、一九六六年）の解題。

- （3）『宝歴明和之際諸郷町竈万納物寄』（『相良家文書』、広島大学附属図書館所蔵）。

二節 「茸山騷動」の社会基盤

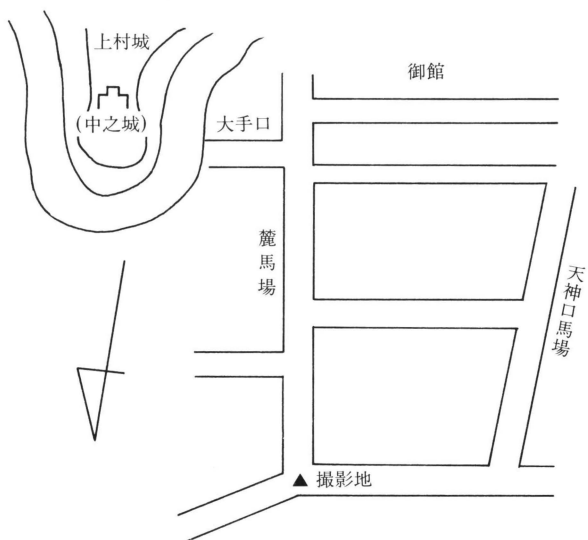
肥後国球磨郡二万石余の人吉領域内には、人吉城のほか外城と呼ばれる所がある。外城は薩摩瀬・渡利・西浦・原田・七地・大畑・上村・多良木・湯前・岩野・四浦（平川・晴山・田代・初神の総称）・一武・深水・柳瀬の一四カ村であり、^{（1）}ここには戦国から近世初期に城構えがあったが、現在はその遺構と麓の地名、整然と区画された屋敷地が残る（図3）。^{（2）}天保元年『分限帳』によると、知行取家臣の一五二人は人吉城下に居住し、二九人が外城に住んでいた。

〔図3〕 上村の麓



(註) 上の写真は、下の麓概略図における麓馬場の入口から南を向いて撮影したものである。馬場の両側には1反ほどの屋敷地が整然と区画されている。

(上村麓の概略図)



〔表2〕 黒肥地村の小字別身分構成

身分	字	尾園下	茂原材	小川	計
庄屋			1		1
御徒士			5	2	7
足輕		37	55	73	165
披官侍		1			1
社人		2	5	2	9
山伏		1	2	6	9
百姓		40	36	46	122
御中間		2	3	1	6
御馬取				1	1
披官		50	14	32	96
茶屋		1	2	1	4
寺			1		1
盲目				1	1
計		134	124	165	423

〔註〕『黒肥地村明細帳』（多良木町役場所蔵）
『多良木町史』371頁。

また扶持切米取は城下に一四七人、外域その他の村に二三八人ほど居住する。これを見ると、在郷武士はそれほど多くない。ところが『宝歴明和之際諸郷町竈万納物寄』^③では村落構成員をつぎのように記す。

上村

一、軒数五百六拾軒

内

一、四捨八軒

諸奉公人

一、貳拾軒

寺社

一、貳軒

修験道

一、貳百拾壹軒

郷士

一、百六拾八軒

百姓

一、百拾壹軒

又百姓

上村五六〇軒のうち、二一軒が郷士である。人吉領四

二カ村でも、それぞれ違いはあるが、全九六三三軒の二八六四軒が郷士であった。在方軒数の三分の一ちかくを郷士が占めていたことになる。郷士は郷侍とも呼ばれ、足輕身分の家臣であった。人吉藩の足輕は何らかの役につかないかぎり無給であったから、『分限帳』には記載されなかったのである。文化期における黒肥地村の村落構成をしめそう（表2）。四二三軒のうち庄屋一軒・御徒士七軒のほか、足輕一六五軒が最も多く、ついで百姓一二三軒、披官九六軒となっている。

百姓数を上まわるほど村々に居住する郷士は、戦国期以来の武士団である。彼らは家臣団の身分階層制に正式に位

置づけられており、それを人吉藩法令にみてみよう。⁽⁴⁾

年限衣服之制

(中略)

一、給人通、裏付上下并方衣、其外羽織袴之裏、帶、袖縁相応之絹物免之、夏袴ハ郡内平、川越平を可限事
一、小知徒士通、裏付上下ハ是迄之通、其外羽織袴之裏郡内海氣を可限、袖縁たりとも絹物を不免、帶ハ太織紬迄を免す、夏袴ハ郡内平を可限、万端給人通之制を考へ分限ニ応し、猶鹿服を可用事

(中略)

一、足輕通、男女何色によらず絹物一切不可用、半晒ハ旧制之通たるへき事附、染色ハ空色、藍鼠、栗梅、無知并細形たるへき事

一、百姓・町人右同断

附、染色ハ空色、浅黄かちんを限、無地并細形たるへし、旧名字有之町人も足輕通同様たるべき事

これは寛政五年の衣服統制であり、給人から百姓までを対象とする。家臣団は給人・小知徒士・足輕の三階層に分かれ、足輕と給人・小知徒士では大きく区別されている。足輕への統制内容は百姓・町人と同内容であつて、両者は色の規制が若干異なるだけである。

足輕(郷士)の存在形態を空暦十四年(明和九年)の上村庄屋鬼塚彦左衛門『萬日記』⁽⁵⁾によって検討すると、戸越村の郷士鬼塚彦左衛門は、宝暦十四年四月に上村庄屋役を命ぜられ赴任してきた。その時、上村の触役から祝儀の酒樽が送られている。送り主は、

永里触役―犬童金右衛門・犬童利右衛門・椎葉萩右衛門・竹田大七・小田郡右衛門・桑原庄右衛門・喜右衛門
里村触役―犬童仁右衛門・尾方新左衛門・上田金助・喜六・金右衛門・岩右衛門

麓 触役―豊永庄右衛門・溝辺郡右衛門・豊永庄六・村山善右衛門・樅木郡右衛門・鶴田弥右衛門・皆越利兵衛である。永里・里村・麓は上村の三掛りであり、それぞれの触役に苗字を名乗る郷士以上の者と、それのない百姓身分の者が就いている。庄屋・横目・竹木上目付・一向衆目付・触役などの村役人がどのような身分編成となっていたか、すべて明らかでないが、村政の中心となる庄屋・横目役は在郷の徒士・足輕から勤めることになっていた。⁽⁶⁾ 庄屋・横目は所役人の推挙によって家老以下諸役人寄り合いの席で選任され、その任命は城内でおこなわれた。鬼塚の場合も「殿中において、上村庄屋役仰付られ候」とある。在郷する徒士・足輕身分の者だけが庄屋・横目に就任できたが、両者には区別があった。例えば、元治元年『御在城日記』⁽⁷⁾にみえる任命書を比較すると、

右同断 黒肥地村郷侍 新地兵兵衛

①其方儀、黒肥地村横目助役申渡候得共、此節本役申渡候、役所髓下知念人可相勤候

新宮伝治

②其方儀 黒肥地村横目助役被仰付置候得共、此節本役被仰付候、役所承合念人可被相勤候

①②ともに黒肥地村横目本役への任命であり、①足輕新地は「郷侍」と記され、「役所随下知」とある。これに対し、②徒士の新宮に身分記載はなく、「役所承合」とある。任命書における文言の違いは、この時任命された五五人に共通し、徒士と足輕の間に明確な一線が引かれていた。また明和六年の藩主帰国時、御目見対象者の調査があり、各村庄屋へ在村する「御家中御徒士以上」の人名を書き上げて提出するよう達された。⁽⁸⁾ つまり、これに足輕は含まれず、徒士以上でなければ御目見できなかった。徒士と足輕の最も大きな違いは、前者が知行または扶持切米を与えられたのに対し、後者は本来無給であったことにある。

ただし、足輕も庄屋役などを勤めれば給禄が与えられる。鬼塚は庄屋就任によって「三反地」を給されている。「三反地」とは開発可能地を三反歩ほど与えて世襲させた。鬼塚は、明和七年に「三反地」をどこの土地とするかに

ついで訴え、開発できる土地が残っていないとして、それまでに開いていた水田三反を拝領した。⁽⁹⁾この「三反地」は無年貢となるが、それ以外の耕地は年貢を納めねばならない。

「三反地」を宛行われた足輕は「三反地足輕」と呼ばれ、無祿の者と区別された。天保十二年、藩はこれら「三反地足輕」を調べている。その帳簿を写した嘉永六年『三反地名前帳』⁽¹⁰⁾によると、全領で二六六人の「三反地足輕」がいた。これから黒肥地村分を抜き出すと、

西字八・西野椎右衛門・西野久兵衛・西野伝八・新掘忠八・吉村浅七・桑原源兵衛・桑原早平・矢野丹助・久保田七右衛門・源嶋市藏・東庄左衛門

の一二人であった。同村の文化期における足輕は一六七人だったから、その一割弱の者が「三反地」を給されていた。これら「三反地足輕」のなかには、墨引されて「御徒士」と肩書きのある者もいる。右の東庄左衛門は「御徒士 無祿」とあり、天保十二年の調査後に徒士身分へ上昇している。嘉永六年までの間に足輕から徒士となった者は全部で七人であり、それほど多くないが、徒士身分への上昇は可能であった。その背景には藩への献金などが必要であり、文化十一年正月、多良木村の足輕田吉兵衛は亡父の遺言で金五両・銀一貫目・米三〇石を献納し、「其身一世御用人支配徒士並」となった。⁽¹¹⁾また文政二年正月、免田村「三反地足輕」中村彦兵衛は錢四貫目の献金によって、「永代御用人支配御徒士株」となっている。⁽¹²⁾このように上昇する者ばかりでなく、罪科によって百姓身分へ転落する足輕もいた。⁽¹³⁾(百姓から足輕への身分上昇は確認できない)。

人吉藩の足輕は郷士は武士集団の一員であり、軍事力の一翼を担っている。上村庄屋鬼塚の『萬日記』には、毎年三―四月頃の鉄砲打ちの記述がある。明和二年では、

三月廿七日、永里鉄砲衆廿二人、免田より城貝射場へ相招かれ罷越候事、見物人三十人参候事、九放に八つ、彦左

三月晦日、中原・榎田にて射手十八人、一武に相招かれ罷越候、十放に五つ、彦左衛門

四月三日、石坂・長山衆射手二十人、免田村二子へ相招かれ候、十放に六つ、彦左衛門

四月五日、麓・秋時射手二十人、小川屋射場へ相招き候、十放に九つ、彦左衛門

四月九日、免田二子衆、石坂射場へ返礼として相招き候、十放に八つ、彦左衛門

とある。永里・中原・榎田・石坂・長山・麓・秋時は上村の小字であり、それぞれに郷士が鉄砲衆を形成し、隣村の一武や免田村と相互に招き合つて射場で鉄砲を放っている。彼らの中には「渋谷兵左衛門殿鉄砲組」などに編成されて、小頭などの役に就く者もいた。郷士はこのような訓練を毎年やっていたから、「茸山騒動」における一揆勢の鉄砲所持、それを合図とした行動形態はきわめて当然のことであつたといえる。

以上のように、人吉藩の郷士は、苗字帯刀の許可、庄屋職の独占、「三反地」の給録、鉄砲衆の形成など百姓と區別される身分的特権をもつ村内の指導的階層であつて、百姓との婚姻も原則的に禁止されていた。⁽¹⁵⁾しかし一方で、郷士は百姓に近い存在として扱われている。安政三年「足輕以下取締方申渡書」⁽¹⁶⁾は、足輕と百姓を対象に、衣服や家作、日傘使用、金銀製品の所持を統制し、

一、御家士に対し、聊失礼無之様にとの儀ハ嚴重可相心得之処、近来別て不宜風儀ニ成行、甚以下埒之事ニ候、途中ニテ士と見掛候は、旅人たり共冠物を取り、木履を脱、丁寧ニ片付、礼儀を整へ可罷通、且又小路方高唄ニテ猥りニ往行致間敷候

と強要する。「家士」は小知徒士以上の家臣と思われ、足輕は百姓と同様に道端で「家士」に逢つた時は礼儀を整えねばならなかつた。郷士の百姓的性格として田畑耕作がある。

文化四年「諸郷法令」⁽¹⁷⁾には、「一、検地帳面ニ書載田畠持地名等、郷侍以下高持之分家名代々可相統事」とあつて、郷士所持の田畑は百姓と同じ検地帳に記載され、代々相続できる年貢賦課の対象地であつた。家老田代善右衛門の

「諸郷役人へ訓示」⁽¹⁸⁾でも、庄屋など村役人に「勤役之隙二年若之者ハ専ら農業令出精」を諭している。

郷士も納入する年貢米を一時保管する郷蔵番について、文化四年の『上村明細帳』⁽¹⁹⁾規定では、年間一二〇日詰める蔵番の一人は雇用、他の一人は「無役之郷侍□□百姓四人、披官・又百姓、須惠領百九人にて操廻相勤之」とある。

少し意味不明なところもあるが、無役郷士は蔵番を勤めねばならなかった。また蔵米運送においても、上村からの運送分が三〇〇俵を越えるときは、「御加勢持」として「在役の郷士」にも一人米三斗の割掛けがなされた。⁽²⁰⁾城廻り普請への夫役提出については

御城廻り御普請等□役と夫力被召仕候節夫力段々差出、左之通

一百姓、一無役の郷士、一披官・又百姓、一在役の郷士 但御鉄砲組の者支配頭より申来、別段に被召仕候節は除く、一小知徒士役人、一触役

右の順繰廻段々差出之

と『上村明細帳』にある。これによって、在村する小知徒士や郷士へも城廻り普請が課されたことが分かるとともに、村落の身分構成が藩権力との関係から披官・又百姓、百姓、無役郷士、在役郷士、小知徒士、および触役などの村役人就任者に分かれていたことがわかる。このグループ編成で順繰りに城廻り普請へ出夫していく。

披官・又百姓は不明な点が多いが、披官は「家来」ともあり、人吉藩家臣との間に主従関係を結んだ者であって、存村して農業に従事していた。彼らには、持地に掛かる反米半免の特権がある。⁽²¹⁾披官を抱える場合、百姓から召し抱えは困難であり、「片輪者にて百姓も成り難く」という者でなければならず、⁽²²⁾給人らの知行経営に投入されていた。また又百姓は、百姓の抱える隷属農民と考えられる。

百姓は村落の基本構成者であり、年貢夫役賦課の基礎単位であるが、その数が村内で最も多いとは限らず、黒肥地村では百姓一二二軒に対し郷士一六五軒であった。一方の郷士は無役者と在役者に区別されて役負担を異にする。藩

役人廻郷時の賄いは「郷侍諸役有之分・社人除之」⁽²³⁾とあり、村役人や鉄砲組などに編成された郷士は除かれた。村内の身分的最上層は小知徒士であり、彼らも城廻り普請に出夫したが、上村の百太郎溝普請の規定では⁽²⁴⁾

一、御普請夫力、在役之郷侍始又百姓迄、郷中操廻に申付差出、尤大御普請等にて数度出夫之節は小知徒士よりも罷出候事

とある。小知徒士がすべての普請役を果たしたわけではなく、百太郎溝の普請では大普請の時だけ小知徒士からも出夫した。このように、村落構成者の役負担のあり方は、身分や役の内容で異なっており、明和三年には、上村「百姓中」が「御組足輕」への織布納入や米下し役賦課を求めて村役人へ「奉願上口上覚」⁽²⁵⁾を提出した。同七年にも同様の訴えがあり、そこでは百姓と無役郷士が連合し、在役郷士への賦課を求めている。⁽²⁶⁾

多数の在郷武士の存在によって、人吉藩の村落は極めて複雑な内部構成をとっているが、つぎに村内での五人組織をみよう。

(別紙) 証文

我々組内平右衛門・佐右衛門、馬喰御願申候、依て段々吟味仕候処、払掛り等少しも御座無く、毎々通前書仰付なされ下さるべく候、仍て証文の如し

酉正月七日

土肥 忠助 印

林右衛門 印

善左衛門 印

助 七 印

上村御勤主御中様

明和二年、上村の平右衛門と佐右衛門が馬喰稼ぎを願い出たことから、土肥忠助らが証文を提出し、借財などの

「払掛り」がないことを保障している。⁽²⁷⁾この場合、郷士を含めた六人が「我々組」を構成しており、郷士と百姓による五人組編成をしめす。現在残る上村の居住空間をみると、旧郷士・百姓の屋敷地は別々の空間を形成せず、両者混在した形となっており、そのことが五人組編成に現われている。ただし、在郷する小知徒士はこれらと別の五人組を作り、郷士・百姓と区別される存在であった。⁽²⁸⁾

郷士と百姓らの結びつきは、五人組のほかに、私的に結成する講組にも確認できる。天保二年、木上村の十一人が不許可で耕地開発をおこなったとして処罰された。⁽²⁹⁾処罰者十一人は、

木上村郷侍

宮崎友七

同所郷侍茂右衛門倅

守屋清助

片岡七郎右衛門披官

段助・金藏

加藤官藏当分支配御先鉄砲組同所郷侍

久保田貞之允

右同人当分支配御先鉄砲組同所郷侍右衛門倅

蓑田久市

吉原宗繼披官卯作倅

茂平

同所百姓

兵藏

市右衛門倅

久米右衛門

金石衛門倅

茂兵衛

加賀平右衛門披官

太平

郷士や百姓・披官たちであった。彼らは、それまで管理してきた「祇園田」が「皆川」になったので、許可申請せず
に水田一畝を開いた。藩の裁決は、許可を得ない水田開発は没収であるが、「講組ニ而全く寄進之ため開作せしめ候
訳を以、不及其沙汰」と没収を免除し、十日間の押し込めとした。つまり、この水田は、彼らが祭る祇園堂の祭田と

して開いたものであり、身分を越えて講組を形成していたのである。

最後に、郷士と百姓らが引き起こした事件を二例紹介しておこう。文化三年、上村の郷藏から蔵米が盗まれ、盗人が捕らえられた。⁽³⁰⁾その一人、上村百姓嘉吉への「申渡」によると、同村の触役豊永五郎作と鍛冶屋覚兵衛の三人は享和三年に郷藏の合い鍵を作り、蔵米を盗み出した。その後も仲間を増やしながら盗み続けていたが、文化三年に発覚する。主犯格の郷士豊永は逃亡したが、捕縛された一味は百姓一人、郷士三人、披官二人であった。

また明治二年には、第二次「茸山騒動」が発生している。⁽³¹⁾この時は全領的な騒動でなく、二月二十八日・二十九日に大畑・田代・七辺村の者達が山々の「御用菌山師小屋」を焼き払った。首謀者として捕らえられたのは、

七地村郷侍

尾方常平

同

中山平蔵

大畑村百姓

丈吉

大畑村菊池七郎左衛門家来

平右衛門

七地村寺田勝左衛門家来

助七

同 右同断善八伴

栄蔵

同 丸屋生七家来

久右衛門

郷士・百姓・家来（披官）たちであり、藩による椎茸栽培強制に反対しての行動であった。

近世後期になると、人吉地方でも商品経済の展開に伴う階層分解が起こっている。文化→天保期の藩政を主導した家老田代は、地主層から土地を没収して本百姓体制の再編を志向していたし、郷士のなかには一定期間の公役免除を願う者もいた。百姓にも「田畠差上げ公役暇」⁽³²⁾を願い出て百姓を辞め、山方稼ぎとなる者がいる一方で、村内の郷士や百姓へ無利息で米銀を融通する「有徳」の百姓がいた。⁽³⁴⁾これらの社会矛盾を村内部に抱えながら、人吉藩の郷士と

百姓は藩の専売制に反対するため結集し、「茸山騒動」を引き起こした。それは、村落構成者の主要部分を占める彼らがそれぞれ身分的に異なる権利を持ちながら、同じ五人組を構成し、また独自に講組を組織するなど密接な関係にあったことによる。日常生活における郷士と百姓の結びつきが、「茸山騒動」を支えた社会基盤であった。

〔註〕

- (1) 『多良木町史』一九三頁、一九八〇年。
- (2) 熊本女子大学郷土文化研究所編『人吉藩の政治と文化』（日本談義社、一九五九年）に収録。
- (3) 「相良家文書」、広島大学附属図書館所蔵。
- (4) 『相良家資料』一三卷、熊本県立図書館所蔵。
- (5) 『上村史』（一九六六年）に全文収録。
- (6) 農林省編『日本林制史資料』六六六頁、朝陽会、一九三一年
- (7) 『日本林制史資料』六二一～三二頁。
- (8) 『上村史』三九四頁。
- (9) 上村庄屋鬼塚兵左衛門『萬日記』。
- (10) 「相良家文書」。
- (11) (12) 『大万覚』（「相良家文書」）。
- (13) 明和五年、上村の淵田伝兵衛と別府吉左衛門は材木引き渡し不届きがあったとして、苗字取揚げの上流罪となった。妻子一類へ罪が問われなかったことに感謝し、縁者の者が役所へ御礼に出かけた時、役所役人は「親名字召揚げられた候上は、子供百姓に相成り候段は申渡すに及ばざる事に候」と語った（『上村史』三四七頁）。つまり、郷士特権である苗字の取揚げは百姓身分への転落を意味した。

(14) 『上村史』三六六頁

(15) 鬼塚彦左衛門『萬日記』の明和七年条に、「侍と百姓養子、並びに直百姓と又者養子、兼て御停止の事」とあり、原則的に郷士―百姓間の養子縁組は禁止されていた(『上村史』四一四頁)。また『萬日記』の養子縁組や婚姻の例を見ても、郷士間・百姓間でそれぞれに取り結ばれている。

(16) 熊本女子大学郷土文化研究所編『人吉藩の政治と文化』。

(17) 熊本女子大学郷土文化研究所編『人吉藩の政治と文化』。

(18) 『多良木町史』四二二頁。

(19) 『上村史』に全文収録。ただし二冊本のうち一冊欠本。

(20) 文化四年『上村明細帳』(『上村史』五四九頁)。

(21) 『日本林制史資料』六五八頁。

(22) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』二五七頁)。

(23) 文化四年『上村明細帳』(『上村史』五四八頁)。

(24) 文化四年『上村明細帳』(『上村史』五五三頁)。

(25) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』三一二頁)。

(26) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』四一九頁)。

(27) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』二七六頁)。

(28) 文化四年「小路方伍組被仰出候御書付」によると、「一、諸郷住居之小知徒士ハ其別而伍組有之候処、御城下詰小路住居之小知徒士是迄伍組無之候」として城下居住の小知徒士を新たに五人組に組織しており、これ以前から在郷の小知徒士は別の五人組を構成していた(『相良家資料』一三三卷)。

(29) 天保二年『罰帳』(『相良家文書』)。

(30) 文化三年『罰帳』(『相良家文書』)。

(31) 『田代忠左衛門政藏日記』(『相良家資料』二〇卷)。

(32) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』二七三頁)では、明和元年、上村郷士の豊永吉兵衛が「日雇稼」をして田畑を受け戻し、家を盛り返して御奉公に復帰するとして、五年間の公役免除を願ひ出ている。

(33) 鬼塚彦左衛門『萬日記』(『上村史』三五八頁)。差し上げた耕地は同村農民に「永々相渡」となった。

(34) 安政六年、神瀬村百姓の茂右衛門へ「永代苗字」「二世諸公役諸掛物御免」の特権が与えられた。その理由は、難渋者への施にあった(安政三・文久元年『廻文控帳』『上村史』六一八頁)。

親茂左衛門代よりは迄村内郷侍・百姓等へ追々無歩にて貸渡し候品々、此節何れも引捨に呉れ与へ、左の通り

一、正金九両貳歩 一、正錢三貫六百廿四匁 一、預鉄壹貫六百六拾匁 一、熊本預壹貫三百六拾六匁 一、粟五石五斗五升 一、蕎麦六斗 一、粳六斗 一、欽式挺 一、鎌式挺 一、鉈老挺

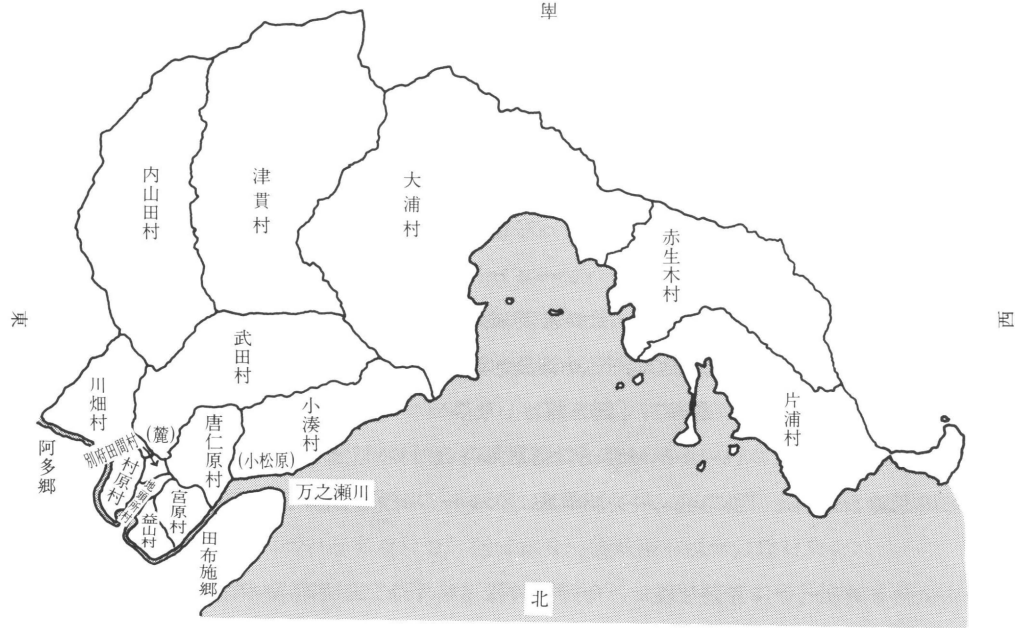
三節 安政五年、鹿兒島藩「加世田一揆」

(一)「加世田一揆」の概要

鹿兒島藩でも郷士と百姓の連合による一揆が起こっている。原口虎雄氏によると、⁽¹⁾安政五年十一月十八日、困窮と一向宗禪庄を契機として加世田郷の郷士と百姓が小松原蔵元に集結した。一揆勢からの要求書提出や打ちこわしなどはなく、二十日には日新寺住職のとりなしで解散したという。一揆の全体像を浮き彫りにするような史料が残っていないので、その実態は十分明らかでないが、数千人が集結したといわれ、一揆事例の少ない鹿兒島藩では注目される事件である(図4)。

数少ない史料の一つは、加世田郷の麓郷士川越喜藤次の『笑草』⁽²⁾である。

〔図4〕 加世田郷図



〔註〕 天保期「薩州川辺郡加世田郷絵図」（「島津家文書」，東京大学史料編纂所蔵）より作成。

ソモソモ大變、今度の由來を語らむ。御当家を嫌ひ宗旨のことから、騒動が起りて、在郷旦那は鉄砲ひつさげ、百姓はヒツギの山矛でステコてんで集る所はお蔵の前ぢやが、これはたまらぬドウシユウカゴウシユカ麓人数は獲道具とり持ち一騎で当千する時、さむらひ奥のかたは役目の面々、戦の評定テヤテヤ手くばり心配するのは神も仏も守らにやいけネーそれに付きては面白い話ぢや、津貫庄屋どんお腰が抜けたり、刀ぢやござらぬモッコなければ肩持ちやいけネーツクツクテンテン

作者の川越是、明治五年『加世田士族明細帳』⁽³⁾によると、当時五六才、知行高二六石余の麓居住の郷士であつた。

彼は實際に一揆を見聞したと思われるが、『笑草』の作成時期は不明である。これによると、一揆は「宗旨」のことから起こり、村々に居住する郷士（在郷旦那）と百姓が「お蔵の前」に集結している。「お蔵」は小湊村の小松原にあつた藩の蔵であり、現在も「くらんうしろ」という地名が残る。近世初期、蛟島宗政は小松原を拠点に中国貿易を展開しており、その後も阿多・日置・川辺郡一帯の物資集散地として小松原は繁栄していた。⁽⁴⁾蔵前に集結した一揆勢への鎮圧は、加世田郷の中心地麓に居住する郷士たちによつておこなわれ、川越是彼らの狼狽ぶりを謡っている。この一揆に参加した郷士は、加世田郷に居住するすべての郷士でなく、村々に居住する郷士たちであつた。

加世田郷大浦村の郷士で、首謀者の一人である宇留島千葉助の「宇留島家文書」⁽⁵⁾には、一片の断簡が残っている。それは、

十二月二十八日限り、人別機り忝人前三拾八文、組中目銭□并ニ拾五才ヨリ六拾才迄、人別忝人ニ付四拾四文

錢三百九拾貳四文

右者此節、中宿郷士、百姓・浦・町人之もの共小松原御蔵之上、集会いたし候一件ニ付、鹿府ヨリ御役々方御差越、御賄方・其外諸人目料

とあり、十二月末に城下町鹿兒島から取り調べにきた役人の接待費用についてのメモである。郷士・百姓・浦人・町

人が小松原に集結したのは確かである。「加世田一揆」の文献史料はこれくらいであるが、口伝等による一揆首謀者は、⁽⁶⁾

大浦村 青木随右衛門 宇留島千葉助

片浦村 川村権右衛門（小浦）

赤生木村 加藤源兵衛 仁礼正五郎 仁礼沢蔵

川畑村 川野甚七 永田助左衛門（舞敷野）

小湊村 平川休左衛門

宮原村 池田六郎兵衛

津貫村 黒江市左衛門

いずれも在村郷士であり、鹿兒島城下に投獄された。彼らの出身村は加世田郷全体に広がっており、全郷的な騒動であつたことがわかる。なお、首謀者の赤生木村加藤源兵衛の孫、義光氏（明治二十一年生）の談話によると、⁽⁷⁾

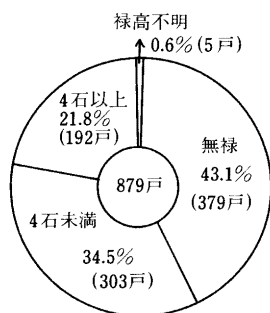
源兵衛は一揆のときの取り調べで、一向宗信者であることが発覚して、鹿兒島の涙橋の近くの獄に三年つながら、薪に座らせられたり、たたかれたりの拷問をうけたが、口は割らなかつたという。源兵衛の妻が牢に食物の差し入れに行つたとき、源兵衛は種子島へ遠島のため、天保山に移されていたという。天保山で風待ちしていた船で源兵衛に会えた。種子島を二年で許されて帰つたのは、源兵衛の子城兵衛十五才の時だった。

という。同家には、源兵衛が種子島流刑中に作つた紙細工も残る。また、大浦村の宇留島千葉助は安政六年十二月『畑上納取揃帳』⁽⁸⁾を作成しているから、この時までに許されて帰宅している。首謀者全員の処罰内容は分らないが、彼らへの吟味は一向宗徒であるかどうかに重点があつたようだ。

「加世田一揆」に関する記事は、藩政史料や周辺諸藩の記録類にもなく、目的や行動形態など不明な点が多いが、

〔表3〕 加世田郷の禄高別士族分布（明治5年）

村	禄高 五〇石	三〇石 以上	一〇石 以上	四 石以上	四 石未満	一 石未満	一 カ所	無 屋敷	不 明	計
麓	10	19	68	41	18	59	27	15	3	260
津貫村			3		11	17	24	10	54	119
内山田村				4	14	30	19	42		109
赤生木村				5	14	23	15	15		72
川畑村				6	11	24	10	9		60
大浦村			2	4	11	12	3	10		42
益山村					2	7	25	6	2	42
片浦村		1	1	4	5	7	10	10		38
小湊村			2	1	2	11	38	25		79
唐仁原村				1	2	1	7	15		26
その他			4	5	2	7	3	11		32
計	10	20	80	82	98	205	167	212	5	879



〔註〕上東三郎編集『改訂 加世田士族明細帳』（加世田市史談会発行、1985年）より作成。

郷士と百姓らの結合による一揆であったことに誤りはない。

（二） 鹿児島藩の外城制度と郷士

鹿児島藩の表高七二万八七〇〇石余は、薩摩・大隅二カ国と日向諸縣郡の六〇万石（これは糧高だから実際は半分）、琉球高一二万石余よりなる。薩・隅・日三州の社会体制は、鹿児島城下とその周辺を除き一三州の外城に分かれていた。外城制の特質は、多数の衆中（在郷家臣）が行政機構の末端組織を形成しながら、地頭―衆中制のもとに軍事組織として機能しつつ、幕末に至ったという点にある。地頭と衆中の関係は戦国期の寄親―寄子制に類似するが、十七世紀中頃までに島津氏は、地頭は城下に居住させてその権限を弱め、広範に衆中を召移して本貫地から切り離し近世的家臣団へ編成していった。衆中召移しの大局的終了は鹿児島城下家臣団の成立とも一致し、島津氏家臣団は城下士と衆中に分かれることとなった。⁹⁾

外城居住の衆中と城下士とともに島津氏の直臣であ

り、もともと区別はなかったが、一八世紀後半に外城は郷へ、衆中は郷士へ改称される。これ以降、城下士は郷士のことを「郷士は唐紙一枚」(殺しても唐紙一枚の屈書ですむ)「肥たんご士」と呼んで軽視した。⁽¹⁰⁾ 明治二十年代、教師として赴任した旧長岡藩士本富安四郎が記した『薩摩見聞記』によると、彼はまず士族の多さに驚き、四万六五二九戸の鹿児島士族数は青森・秋田・岩手・宮城・新潟・山形・福島七県の合計士族数に匹敵すると記す。そして、

此の如くにして鹿児島は三州の首府として、此に居る士族は島津家の直臣にして最大の勢力を有ち、他の尊敬を受け城外を呼んで田舎と云ふ。而るに各外城に於ては其中心地たる「フモト」が一郷内に於ける勢力は、鹿児島が薩摩全国に対する関係と同じく、郷中の政治此処に出て麓士族は独り全郷を左右するの力ありて、麓外をば田舎と云へり。去れば百二外城は言語・風俗万事鹿児島を模範として学び、外城内の各村は又麓を中心として其風を学ぶの有様なり。右の如く麓外の小字にも所々の小団ありて小麓を為せども、勢力乏しく総て麓士族の下風に立てり。併しながら其一村中にては猶ほ幅を利かし居るなり。去れば薩摩の組立は、同じ形を三重して成れるものなり。

と述べる。城下にとつての郷は田舎であり、郷内の麓にとつての村々は田舎であつた。これは城下士・麓郷士・在村郷士の格差を示し、それぞれに優越意識をもつ三重構造は明治二十年頃にも残っていた。郷の中心地は麓、ここに街頭仮屋があり、郷士のなかから暖(天明六年から郷士年寄)・組頭・横目の所三役を任命、その他書役・普請見廻・庄屋などの役職も郷士から任命した。郷内の軍事・行政機能は麓に集中し、蔵入地や城下士知行地の年貢徴収なども郷の組織に依存せざるを得なかつた。⁽¹²⁾

加世田郷は現在の加世田市・大浦町・笠沙町からなり、江戸期は南薩交通の一中心地であり、西側は東シナ海に接する海上交通の要衝でもあつた。地形は概ね山勝ちであり、火山灰台地上は畑地として利用され、万之瀬川流域の沖積平野は早くから水田が開かれていた。ここの惣高は一万三〇〇〇石余、一四ヵ村の大郷であつた。別府(加世田)城の城構えは元和元年の一国一城令で破却されたが、郷士はその麓の住んでおり、所三役などを勤める門閥郷士は地

〔図5〕 加世田郷の麓



〔註〕 麓居住 大迫博明氏の調査による幕末期の屋敷配置（『加世田市史』上巻，218頁）。

頭仮屋近くに居住し、一―三反の広さの屋敷地を持ち、現在も立派な門構えを残している。⁽¹³⁾ 加世田郷の郷士人口は、郷人口の約二〇%を占めている(図5)。この数は藩全体からするとやや低い⁽¹⁴⁾が、全国平均の七%に比べるとはるかに武士の多い所であつた。ただし、郷士のすべてが麓に住んでいるわけではない。明治五年『加世田士族明細帳』によつて、その分布と持高をみると(表4)の通りである。郷士八七九軒のうち二六〇軒(三〇%)が麓、五八七軒(六七%)が村居住、残る三二軒(三%)が他所居住や居所不明であつた。この階層性を軍役高四石(武士としての体面を保ち、奉公できる一応の限度)を基準にみると、麓郷士の約半数一三八軒が四石以上の高持であり、一二二軒が四石未満ないし無高(一か所・無屋敷)である。これに対し、在村郷士の四石以上はわずか四五軒で、五四二軒(九二%)は四石未満である。高持郷士の麓偏在性は明らかであろう。したがつて、在村郷士のほとんどは若干の自作地を開墾して自給するか、上層郷士の小作人となるか、日雇いや職人として生活せねばならなかつた。「加世田鍛冶」「伊作紙漉」は著名であり、今も加世田には鍛冶屋を営む旧郷士家が残る。彼ら在村郷士は麓郷士から「唐芋郷士」と呼ばれて軽視されていた。

鹿兒島藩の知行制度は地方知行を基本とするが、その内容は他藩にない複雑なものである。いわゆる本田畑は門地と呼ばれ、高一石(親高)に付き三斗九升八合の高率年貢と夫役が賦課された。このほか浮免・永作地・溝下見掛・大山野の土地種目があり、浮免には種々あるが、門割から除外された本田畑であり、給人の自作許可地であつた。また抱地・永作地・溝下見掛・大山野の取得は開発知行権といふべきものであり、上層郷士ほど広大な土地・山林を囲い込んで、自作か小作に出していた。⁽¹⁵⁾ 文久三年、大隅国蒲生郷郷士の持高内容を見ると、三〇石以上の郷士は持高の五〇%以上が門地であり、門給知に依存する城下士性格を有す。五石から三〇石未満の郷士は五〇%以上を浮免が占め、自作自収の経済を展開。一石未満の郷士は門地なく七〇%以上が抱地であるが、絶対量の不足のため小作や手工業に従事する、となつて⁽¹⁶⁾いる。下層郷士ほど低生産力地を多く抱える構造となつており、しかも一石未満層は全体の

五割を占めるほど多かった。

鹿兒島藩では知行地の売買が公認されていたから、一八世紀以降は郷士持高の変動が激しかった。大隅国高山郷で幕末期に郷士年寄役を勤めた守屋家は、慶長七年に一三石二斗八升、元禄四年に四〇石五斗六升、文化三年に七〇石三斗、天保十四年に八六石四斗三升となっている⁽¹⁷⁾。また同国鹿屋郷の野田家は、寛政二年の一六石余から、文化十二年の三四石余、天保五年の七二石余、明治二年の八八石余へ増加している⁽¹⁸⁾。持高を上昇させる郷士の存在は、耕地開発の展開を示すだけでなく、彼らの土地集積を意味している。野田家の場合、天保期以降菜種の集荷・販売を積極的に展開し、郷士・農民らへの肥料前貸しを通して土地を取得している。これら上層郷士による集積地は藩の規制力が強い門地でなく、抱地・永作などを主体としていた。藩権力は、郷士の階層分解を防ぐため、土地集積の上限（持高一〇〇石）を定めていたが、上昇する郷士たちは他人名義で土地を登録するなどして支配地を拡大していった。郷士層の分解現象は、その増加によっても促進された。加世田の郷士数は、寛政四年に六七二人、文政七年に七九二人、元治元年に八六一人、明治五年に八九七人へ増加している⁽¹⁹⁾。この増加は、百姓身分から取立がほとんどないの、分家創出による。分家による武士増加は、近世前期からの特徴であり、給知高不足による貧窮郷士の存在が問題となっていた⁽²⁰⁾。近世中後期になるにしたがい、その傾向は強まり、幕末期には郷士層の分家を制限し、貧窮郷士の増加を抑制しようとするが⁽²¹⁾、右のように郷士数は増加を続けている。

増加する貧窮郷士は、鹿兒島藩全体に共通する状況であり、藩は在方における分解を食い止め、強大な軍事力を創出すべく、給知高改正を実施する⁽²²⁾。鹿兒島藩における給知高改正は三回にわたって実施され、弘化四年の第一回改正は、琉球への外国艦隊渡来を契機に、高の偏在傾向是正と持高分限に応じた軍役賦課の確定を目的とした。郷士の持高上限を従来の一〇〇石から二五石へ引き下げることによって、上層郷士の高放出、下層郷士への配分を狙ったが、地主化しつつあった上層郷士は一族へ土地を預けるなどして返還を逃れる者もいた。つづく慶応三年の第二回改正は

討幕戦争の緊急性から、城下士の大高持を制限して過上高を例外なく処分させ、一〇〇石以下の城下士・三〇石以下の郷士に格安で購入させた。この改正は郷士持高制限を旧来の一〇〇石に戻し上層郷士を優遇していたが、戊辰戦争後の明治二年の第三回改正では、再び郷士持高を五〇石に制限し、上層郷士へ厳しい削減を強制した。

このようにして、討幕と中央集権国家創出のために機能する鹿児島藩軍勢力は作り出されていたが、明治政府による徴兵制の施行は彼らを危険な武装集団へ転化させていく。西南戦争における鹿児島土族の主力は城下士層であり、上層の郷士たちは非協力的であった。その理由は給地高改正による持高制限にある。

彼ら門閥郷士は持高を制限された後も、高として把握されない永作地等の集積に向うことによって、地主として生き延びていく。地租改正において、本田畑である門地の所有権は否定されたが、それ以外の永作地等の開発地所有権が認められて以降、郷士はいつその成長を遂げていく。『薩摩見聞記』によると、

然るに外城土族は素より土地を貰ひ自ら耕して生活の道を立て居たりしかば、廢藩の今日になりたりとて之がため何程の影響をも受けず、兼て馴れたる農業にて豊に其日を送れり。去れば今城外土族の有様を見るに、依然として其旧邸宅に安んじ戸々相依り門々相對し、敗屋空地等あること稀なり。屋敷廻りには石垣を以て高く積み上げ、生牆・板塀・竹垣を以て其上を取り廻し、門を構ひ道を掃へ儼然として封建武士の邸なり。内には下男・下女を置き牛馬鶏豚を畜ひ、馬小屋あり土蔵あり浴場あり物置あり下人部屋あり、自ら米稻を執て耕するもあれど多くは奴婢をして田畝を耕さしめ、少しく暮しの宜しき者は、所々の村々に土地を有し之を其地の農民に貸し付け、刈入の幾分を納めしめ納米数十百俵に至り、食余は売って金となし公債の利子と共に日常の雜費に充て、土族は地主にして農民は小作人の姿なり。

郷士のすべてが地主化するわけではないが、門地を知行の主体とし、その所有権を否定された城下士に対し、郷士層は自作地の所有権を認められ、藩政時代の優劣関係は経済的に逆転することとなった（城下士でも大身家臣は多数の開

発地を有していた。鹿児島県における地租改正の結果を見ると、耕地は旧来の一五万六〇〇〇町歩余から二六万六〇〇〇町歩余に増加し、土地所有者に士族が多く、しかも彼らは比較的大所有者であった。地主化していく郷士の多くは麓居住の上層郷士であり、彼らの高利貸的収奪にさらされる在村郷士と百姓は共通の利害を有していたことになる。

(三) 在村郷士と百姓の結合形態

南九州には門という耕地制度がある。近世における鹿児島藩の門割制度は、数家族で一門を結成させ、これを単位に二〇から四〇石ほどの耕地を割り当て、耕作や年貢納入の連帯責任を負わせている。その起源は一五世紀後半にまで遡り、慶長・寛永・万治の総検地と享保内検によつて確立し、いちじるしい門高の均等性がみられるようになった。⁽²⁴⁾ 門割は数年ごとに耕地を割り換えるのを建前としたが、享保内検以降は局地的な門割だけで、現実にはあまり割り換えられていない。門の具体例を加世田郷大浦村にみよう。⁽²⁵⁾

(方限名)

(門・屋敷名)

櫛

神ノ門・柳原門・有蘭門

上ノ門

上野門・小野門・塩賀屋敷・下畠屋敷・大平屋敷・徳留屋敷・下村屋敷・小浜屋敷

平原

平原門・新村屋敷・平田屋敷・前本屋敷・上坪屋敷・小宇都屋敷

福元

福元門・川路屋敷・八ヶ屋敷・大坪屋敷・宮園屋敷

長田

長田門・長崎屋敷

有木

有木屋敷・奥屋敷・寺蘭屋敷

柴内

柴内門・中ノ蘭屋敷・符集屋敷・窪門・下原屋敷・原田屋敷・大迫屋敷・出口屋敷

大木場

大木場門・大木場名子屋敷・東門・東名子屋敷・村屋敷・上畠屋敷・前蘭屋敷

野下

野下門・内匠屋敷・下前屋敷・下村屋敷・本寺屋敷・太鼓園屋敷

全部で五〇の門・屋敷がある。屋敷は門と同じく耕地割り換えの対象となる経営集合体である。門・屋敷の長は名頭（乙名）と呼ばれ、その上の単位である方限の長を名主といった。これらの役職は百姓から勤めるが、村の庄屋は麓郷士による八年任期制であった。大浦村の門・屋敷のうち、元禄・享保期における門高が判明するのはつぎの四例である。⁽²⁶⁾

福元方限 大坪門 高二五石三斗一升七号五勺

長田方限 長崎屋敷 高二五石

同 長田門 高七六石六斗四升七号九勺二才

大木場方限 村屋敷 高二五石三斗一升七号五勺

長田門は特例であるが、三例ともにほぼ二五石の門高となっている。通常、門の配分地は村内の各地に散在しており、天災などによる被害均分を考慮している。門の内部構成を『名寄帳』の残る長田門にみる。長田門の門高が他に比べて大きいのは、ここが日新寺の寺領であったことによる。日新寺は三州統一を果たした島津忠良（日新）の菩提寺であった。享保十年『薩州河辺郡加世田大浦村長田門御検地名寄帳』⁽²⁷⁾によると、名頭一軒・名子（百姓）七軒の家部数であり、総人口七八人であった（表4）。これを明治六年『長田門宗門人別改帳』⁽²⁸⁾と比較すると、家部数は変わらないが、人口は三倍以上に膨れあがっている。一家部の家族人数は、休右衛門家が四人で他は二〇人以上となっており、名頭家は八一人の大家族である。そうした家族数の多さは戸主の「徒弟」とその家族の存在によるものである。「徒弟」の記載は、門の家部数が固定されているための方策であり、実際には分家を意味する。明治六年の長田門では、門の基本構成者八軒のほかに、少なくとも二三軒の分家立を認めれる。

これらの分家創出・人口増加を支え得るだけの生産量の増大は、門高が七六石余に一定しているから、これ以外の

(享保6年)

家 部	戸	そ	そ	息	戸	同	戸	戸	戸	そ					
	主妻	の	の	娘	孫	母	父	おじ	の	計					
名頭八 兵 衛	1	1	3	2	0	0	2	0	0	2	1	13			
名子諸 右 工 門	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	3	2	5	16	
ゝ 五郎右工門	1	1	3	2	0	0	1	0	1	1	3	0	0	0	13
ゝ 源太左工門	1	0	0	0	0	0	1	1	2	1	4	3	0	0	13
ゝ 与左工門	1	1	2	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
ゝ 助左工門	1	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
ゝ 庄右工門	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	
ゝ 松右工門	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
計	8	5	15	10	1	1	6	1	3	2	7	10	2	6	78

土地開發が考えられる。⁽²⁹⁾ 鹿兒島藩における開發は、近世前期に河谷平野やデルタ地帯が開かれ、中期以降にシラス台地の開發が急速に進んでくる。現在は南九州の耕地の三分の二はシラス台地上にある。笠原台地の開發過程を研究した桐野利彦氏によると、開發主は島津一門・城下士・郷士などが半分を占め、上層の士族ほど広大な台地を開き、一抱地で三〇町歩、四〇町歩という所も少なくない。⁽³⁰⁾ これら武士による開發のほか、

(明治6年)

家 部	戸 主								戸 主 の 従 弟																合 計										
	戸 主	その妻	その娘	息孫	同父お母	そのお妻	戸主兄弟姉妹	その妻	小 計	従弟	その妻	息孫	その娘	従弟	同祖父	同お母	妻	その妻	従弟兄弟姉妹	妻	息孫	その妻	小 計												
名頭太左エ門	1	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(8)	5	4	8	4	1	2	3	1	1	1	9	3	8	4	4	12	3	(73)	81
名子源 次 郎	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	(5)	5	3	4	3	2	4	1	0	1	1	4	1	2	2	1	5	0	(39)	41	
〃 新 八	1	1	0	0	0	0	1	3	2	3	0	0	0	(11)	3	4	4	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	(24)	35		
〃 八左エ門	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	(6)	2	1	2	2	0	0	1	0	0	0	3	1	4	1	0	0	10	(27)	33		
〃 八 助	1	1	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	(8)	8	2	4	2	1	0	1	0	0	0	4	2	0	1	0	1	0	(21)	29		
〃 与 兵 衛	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	(9)	2	1	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	(11)	20		
〃 八右エ門	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	(5)	3	3	1	5	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(15)	20		
〃 休右エ門	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	4			
計	8	8	10	8	0	0	4	5	4	3	2	1	3	(56)	23	18	25	24	4	6	12	1	2	3	20	7	14	11	7	20	13	(210)	266		

百姓による台地開発も盛んであり、古川古松軒『西遊雜記』⁽³¹⁾には、「國中八分は山にて、其嶺々押ひしきしやうに山の頂平なる故に、それをひらきて畑とし雜穀を作る事にて、食物はよろしからねども下民飢渴の難なき国なり」とあり、天明期に台地が開かれていたことをしめす。シラス台地は標高が高く、乏水性甚だしく、土地が痩せているが、唐芋・麦・大豆・蕎麦などの栽培が可能であった。永田門においても、百姓に開発が認められる永作地・大山野として耕地を開き、分家を創出していったと思われるが、実態は明かでない。百姓にとって、門地以外の耕地は概ね定率年貢であり、割り換えの対象地でもなかったから、これを主体に開発が展開し、田畑の移動も生じてくる。

小林郷の志戸本家は、安永六年に薩摩国川辺郷高田村から日向国小林郷細野村へ移住させられた百姓であり、門の名頭を勤めていた。彼は在郷商人として米の販売に関わり、また高利貸資本としても活動し、百姓や貧窮郷士からの土地集積を果たし、彼らを奉公人として自己経営に投下し、天保期には多額の献金を負担し得るまでに成長する。加世田郷にも名頭地主がいた。大浦村永田門の名頭吉見家は、全門高と大山野の八五%を名請しており、百姓・郷士を対象に高利貸活動を実施し、これを媒介に郷士からも労働力を得て経営を維持していた。⁽³³⁾さらに加世田郷では海商の存在が顕著であった。

片浦村小浦の林家は、⁽³⁴⁾上方への鯉節、肥後・肥前への塩鰯・宝鰯干物商をしており、嘉永六年『寿福丸肥後並肥前行算用帳』によると、塩鰯・宝鰯の販売高は金に換算して三四〇両余、仕入は小麦を中心とし、航海諸経費を合わせた支出合計は金三一両であった。さらに明治元・二年に寿福丸で大坂へ運んだ鯉節の売上高は三六七〇両におよんでいる。幕末期、同家の所有する帆船は寿福丸・福寺丸・屋久丸・権現丸の四艘であり、右の史料は寿福丸についてのみの記録である。同家の『過去帳』によると、九代勘左衛門寿盛の時が全盛期であり、

九代

勘左衛門寿盛

当地ノ漁業取締、鯉漁業盛大ナルトキニテ、鯉漁船六艘、帆船上下四艘、片浦部落ノ七部以上ハ所有船有船ニ乗込ム船中ニテ、武士モ恐レルホドノ盛大ヲキワメタリ、没文久三年九月廿日、七十五歳

とある。「武士モ恐レルホドノ盛大」とは多少の誇張もあるかもしれないが、鯉漁船六艘・帆船四艘を所有する同家の繁栄は相当なものだったと想像できよう。林家のほか、片浦村の宮内家、唐仁原村の丁子屋・森田屋も海商として活躍し、現在も当時の隆盛を偲ばせる蔵を残すが、鉄道等陸上交通の発達とともに衰退していった。⁽³⁵⁾

これら加世田郷の海商による土地集積については明らかでないが、決して農民層からの成長が見られないわけでない。商品経済の展開にともなう階層分解の展開は、藩権力に農村の再編を迫ってくる。文化初年、藩命によって村落状況を調査した郡奉行久保・鎌田は、百姓数の減少、「遊民」化、高配当の忌避、牛馬の減少、山林用水の荒廢をあげ、その原因として年貢・夫役の過重性、升量制の弊害、蔵役人の不正、勸農政策の弊害、お鷹場の拡大化、郷士抱地の増大、専売制の強化等を指摘していた。⁽³⁶⁾ 調所笑左衛門による天保改革は、久保らが指摘した矛盾の解消を目指しておこなわれ、賦課銀の減額や量制・徴租法の改革、「骨粉方」設置による地味改良など、百姓経営の安定化が計られていくが、農村疲弊の根本は門高と百姓数の不均等にあった。久保らは、百姓の減少した門への労働力配分（「人配」）を求め、それを実現するために検地門割りを主張していたが、調所は百姓数と門高のアンバランスは正に乗り出さず、飢肥藩へ逃亡した者の返還を依頼する程度で、抜本的改革をおこなわなかった。つまり、鹿兒島藩は百姓土地保有の均質を旨とする門割体制を放棄することとなったのである。⁽³⁷⁾ その後の状況について、万延元年、大隅国飯野郷坂元村の様子を報告した門割方郡奉行町田次郎九によると、⁽³⁸⁾

労之基委數相札候処、田地之儀大岡統之野末等ニ而、大雨毎砂石流出田地洗込ミ地位相劣本表盛負兼、其上御鷹内ニ而候得モ鳥喰落捨多、兎哉角之年柄ニ茂作得薄迄年労相増人少成、過分之余高有之所中割作を以乍漸是迄仕居、手入拵不行届処々年ニ定代不引足、他借等を以差償候、屯極難洪成立候段承届、家毎差入労榮得と見分仕候処、牛

〔図6〕 大浦村の方限



(註) 大浦干拓は戦後の干拓地である。

馬等不持合作職取離家居迎も木屋掛栖居之者多、当分之為舛別而勞人見分ニ付而茂歎ケ數次第御座候

という。ここに見える「極難洪」の村落状況は、大隅国だけでなく、西目の薩摩国にもみえ、⁽³⁹⁾百姓の「作職取離」による「余高」の増大は、全領的な現象であつた。

以上のような社会情勢のもとにおける百姓と在村郷士の居住空間を検討すると、人吉藩のように混在した形でなく、別々であつた。明治五年『加世田士族明細帳』の大浦村居住の郷士は四二軒であり、彼らは宮園・久志地に集住していた(図6)。この二方限に門・屋敷はない。在村郷士の存在という点では人吉藩と同じであるが、その内実は違い、鹿児島藩の郷士は百姓と別の郷士集落を形成していたのである。このことは、他の村々にも共通する。また、五人組編成においても、百姓と在村郷士は別帳立てであつた。⁽⁴⁰⁾

加世田郷の祭祀をみると、島津忠良の菩提寺日新寺(現在の武田神社)では、今も土躍りがおこなわれており、これに参加できるのは麓・在村の郷士家だけである。一方、村々でおこなわれる棒躍り、太鼓躍りは農民の祭であり、郷士は加わらないのを習わしとする。近年の過疎化による人口減少によって、村の祭に旧郷士家の青年が加わった時は大変な騒ぎになったという。⁽⁴¹⁾

農耕に従事する郷士の夫役負担は不明だが、鹿児島藩における郷士と百姓は、同一村内に居住しながら、両者に密接な結合は認められず、むしろ対立するかのような日常形態である。

では、「加世田一揆」において両者を結びつけた社会基盤は何だったのだろうか。島津氏は戦国末期から一向宗を禁止しているが、近世期を通じて一向宗は領内に広まっていた。現在、加世田郷大浦村には集会の場所となった洞穴や民家が五カ所確認できる。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾また、前述した片浦村の海商林家には、親鸞の真筆といわれる「南無阿弥陀仏」六字の名号が伝えられている。⁽⁴⁴⁾同家の『開山親鸞聖人御真筆御名号由来』によると、宝暦年中、林家六代長右衛門が船で肥後・肥前方面へ出かけた折、筑後柳川出橋の薩摩屋甚五郎が一向宗徒として名高い長右衛門へ名号を与えた、以後林

家では航海の際も名号を携帯し礼拝を怠らなかつたという。海陸のルートを通つて一向宗が鹿児島領内に伝わっているのは、本願寺使僧として派遣された重誓寺探玄の『日記』などにも見える。⁽⁴⁵⁾

片浦村の仏飯講が伝えてきた『御書写』⁽⁴⁶⁾は、寛政元年の摂津国広教寺から仏飯講への手紙、同年の第一八世法主文如の御文をはじめ、明治初年までの御文等を写す。鹿児島藩内の講は、多く肥後の天草や水俣の一向宗寺院の門徒となるのが一般的だが、片浦村では上方寺院と直接に結びついている。片浦村仏飯講の組織は、門や方限ごとに講間があり、その上に仏飯講が存在する構成となっている。明治十二年『仏飯講人数取調帳』⁽⁴⁷⁾は、片浦村椎木・檻木山地区の信者を記す。椎木で六九戸、檻木山で一六戸の構成となっていた。そうした講組織において、郷士と百姓の区別はなく、同一の組織を形成している。⁽⁴⁸⁾『枕崎市史』⁽⁴⁹⁾によると、一向宗は不平士族の信者を通して各門の山神講・田の神講・鎮守講などの中に広がっている。同市には加世田郷大浦村の川崎林左衛門家に秘蔵されていた「親鸞上人四幅御絵伝」が残されている。川崎家は加世田郷野町の商人家から分家し、大浦村平原で糶菌を商っていた。同家では四幅絵伝を土蔵の中に塗込めて秘匿し、一向宗弾圧がひどくなると、法難をおそれ肥後天草へ隠し、さらに天草から大坂へ移した。この四幅様と大福様（阿弥陀如来絵図）は、明治になって大坂から取り戻され、大浦と鹿籠へ交互に移されて法悦にひたつたという。絵は横三尺・縦六尺の大幅で東本願寺系統である。

また、肥後との国境に位置する出水郷の「税所家文書」⁽⁵⁰⁾には、郷士・百姓がともに闇に紛れて山を越し、或いは船を漕ぎだして国境線を越え、隣領熊本藩水俣の一向宗寺院（西念寺・源光寺）へ行っている様子が隠横目の報告として記録されている。一例をあげると、

一、肥後水俣浜町へ一宿仕候て、海老買とたばかり段々手便を以、両一向寺近辺心掛申候得共、可見当様無御座候
処ニ、隠横目之内今屯人も右御用ニ而罷越様ニ取逢申候故、両人申談、いづれ途中にてハ見合候ても闇夜ニテ竊ニ見
届申事難成ニ付、肥後人ニたより自身にも寺参志と偽り是非寺に忍入外無之と差究め、段々酒などを吞せ承り候

処ニ薩摩人ハ兼テハ下座之奥座敷ニ被入由聞せ候故、落着仕翌廿七日之夜、陳之町西念寺と申一向寺へ忍入、宗旨之者之様説法之座へ相付、教之通下座奥座敷へ心懸申候処ニ、御国人男女多人数被罷居候内竊ニ見究申候人数左之通ニ而御座候

とある。信者と偽って西念寺へ潜入した隠横目が鹿兒島藩領の者を実際に見聞している。彼が見た出水郷の信者は、郷士田代助左衛門の三男や田原村百姓らであつた。西念寺には、昭和初年まで鹿兒島の出水・川内・大口方面から参詣が続いていた。⁽⁵¹⁾

これら一向衆への弾圧は、天保期以降激しくなり、安政五年には全領で実施されている。大隅国高山郷の『二階堂本覚院行徳覚書』によると、⁽⁵²⁾

一、午十月十一日 宗門方御役々御差入有之、所中被召寄、御詮議同前糺方ニテ穿鑿稠敷候、御国一統一向宗及大破、先日ヨリ近郷糺方有之、今日ヨリ当初夜白ノ詮議相始ル、本尊持並修業人凡左之通

十一日晚ヨリ十五日晩迄郷士方並諸在、依村八十四日御暇相成候も有之候、然共欠落人等有之、十八九日此迄糺方並尋方等ニ及騒動候

一、凡執行人六百人、皆者共ナリ

地ノ郷士玉利休左衛門家内・切通源右衛門家内・山形休四郎妻・渡辺伴右衛門室・白浜林左衛家内、皆移等ノ引合也

一、本尊持、本加世田郷士新留村中島次右衛門

とある。同年十月十一日～十九日に連日の一向衆糾明が実施されたこと、信者六〇〇人が摘発されたこと、欠落ちする者がいたこと、信者は他所からの「移者」であり、加世田郷から移ってきた郷士は「本尊持」であつたことを伝えている。一向宗の伝藩は人の移動を媒介としていたが、この時「御国一統」で一向宗摘発が実施されていたことは重

要である。つまり、同時期に加世田郷でも実施されていたと考えられ、「加世田一揆」の発生が同年十一月十八日であるのは、これが一向宗弾圧を直接の契機にしていたことを予想させる。首謀者詮議が一向宗徒であるかどうかにかんががあったことも理解できよう。

以上、「加世田一揆」発生の原因は、藩権力による一向宗抑圧と、麓郷士による村支配・高利貸的収奪を求めることができる。当時の鹿兒島藩において、このような一揆が起こる条件は加世田郷のみに限定されるわけでない。藩権力にとって、憂慮すべきは在村の貧窮郷士が一揆の先頭に立っていることであり、藩は彼らの不満を抑え、強力な軍事力を作り上げるため、給知高改正を徹底せねばならない。弘化四年の第一回改正に比べて、慶応三年・明治二年の改正が徹底されたのは、外圧を契機とするだけでなく、鹿兒島藩独自の「内憂」にもとづく改革でもあった。貧窮郷士をいかに編成するかが鹿兒島藩の軍事力創出の鍵であった。

〔註〕

(1) 原口虎雄『鹿兒島県の歴史』一七六頁、山川出版社、一九七三年。同「加世田一揆」〔『農業共同組合』一八一―二二五号、一九七二年〕。

(2) 土持鋤夫編『神代より藩政時代に至る加世田の歴史』一六五頁、一九三九年。

(3) 上東三郎編集『改訂加世田士族明細帳』、加世田市史談会発行、一九八五年。

(4) 『加世田市史』上巻、二四一頁、一九八六年。

(5) 大浦町郷土誌編纂委員会編『大浦町の古文書』一巻、一九五頁、一九七四年。

(6) 橋口順美『加世田郷土史 統治から政治へ』四四頁、加世田郷土史編纂委員会発行、一九五八年。

(7) 大浦町教育委員会編『大浦町郷土誌編纂資料』第一集、一二三頁、一九八一年。

(8) 『大浦町の古文書』一巻、一四三頁。

- (9) 桑波田興「藩政の成立」(『岩波講座 日本歴史』近世二、一九七五年)。
- (10) 原口虎雄「薩摩藩の外城制度と麓」(『歴史手帖』八卷三号、一九八〇年)。
- (11) 『日本庶民生活史料集成』第一二卷、三一書房、一九七一年。
- (12) 秀村選三「薩摩藩における給地の一考察」(『同志社商学』二〇―一・二号、一九六八年)。
- (13) 『加世田市史』上巻。
- (14) 『加世田市史』上巻、二一九頁。
- (15) 鹿兒島藩の知行制度について数多くの研究があり、例えば原口虎雄「薩摩郷土生活の経済的基礎」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』、西日本文化協会発行、一九七六年)参照。なお、鹿兒島藩に関する基本的文献は、『鹿兒島県史』第二巻(一九四〇年)、山田龍雄『明治絶対主義の基礎過程』(御茶の水書房)のほか、秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』(御茶の水書房、一九七〇年)と同編『薩摩藩の構造と展開』に収録されている。
- (16) 安藤保「近世薩摩藩の浮免について」(秀村編『薩摩藩の基礎構造』)。
- (17) 守屋家については秀村選三氏の一連の研究がある。「幕末薩摩郷土の農業経営と下人」(一)、『経済学研究』一九一三号、一九五三年、「郷土手作における畑作の態様」(『九州文化史研究所紀要』六号、一九五七年)、「薩摩郷土の手作における労働の態様」(宮本又次編『九州経済史論集』三巻、福岡商工会議所刊、一九五八年)、「薩摩における一上層郷土の労働組織」(本庄先生古稀記念会編『近世日本の経済と社会』、有斐閣、一九五八年)、「薩摩藩における上層郷土と永代下人」(『土地制度史学』一号、一九五八年)、「幕末期薩摩藩郷土の分家と家産の分与」(『経済学研究』三〇―五・六号、一九六五年)。
- (18) 桑波田興「郷土地主の下に於ける小作料の性格」(『九州史学』四号、一九五七年)、同「薩摩藩郷土の貸付経営について」(秀村編『薩摩藩の基礎構造』)、松下志朗「幕末―維新期の藩政改革と郷土地主」(秀村編『薩摩藩の構造と展開』)。
- (19) 『加世田市史』上巻、二一九頁。
- (20) 安藤保「薩摩藩城下士の生活と意識」(『西南地域史研究会編『西南地域の史的展開』近世編、思文閣、一九八八年)。同

「薩摩藩の『士成商人』については」は、献金と引き換えに士身分を獲得した商人が天保期に数百家に及んでいたという（『西南地域史研究』七輯、文献出版、一九九二年）。

(21) 原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」（佐藤誠朗他編『講座日本近世史』八巻、有斐閣、一九八一年）。

(22) 原口泉氏前掲論文、上原兼善「薩摩藩における軍制改革」（秀村編『薩摩藩の構造と展開』、黒田安雄「薩摩藩天保改革末期の給地高改正」（『九州史学』六一号、一九七七年）。

(23) 山田龍雄「明治の地租改正」（『鹿児島県農地改革史』第三章、一九五四年）。

(24) 門割制度については小野武夫「旧鹿児島藩の門割制度」（帝国農会発行、一九三二年）以来数多くの研究がある。桑波田興「薩摩藩の万治内検」（『九州史学』一三号、一九五九年）、同「南九州と門」（秀村編『薩摩藩の基礎構造』、黒田安雄「薩摩藩享保期の農村構造」（『九州史学』四二号、一九六八年）、同「薩摩藩享保内検の一考察」（秀村編『薩摩藩の基礎構造』）、同「薩摩藩の土地政策と土地問題」（愛知学院大学文学部紀要）二〇号、一九九〇年）、尾口義男「近世中・後期の薩摩藩農村構造（一）（二）」（『西南地域史研究』二・三輯、文献出版、一九七八～八〇年）。

(25) 大浦町教育委員会編『大浦町郷土誌編纂資料』第一集、四頁。

(26) 大浦町教育委員会編『大浦町郷土誌編纂資料』第一集、六頁。

(27) (28) 「永田・吉見家文書」（大浦町郷土誌編纂委員会編『大浦町の古文書』二巻）。

(29) (33) 大浦村の高は元禄七年の一四八二石余から寛政四年の二五八四石余と、一〇〇年間に一〇〇〇石を越えるほどの新田開発が盛んであった。（前床重治「薩摩藩西目狭郷農村における名頭地主の一形態」（『西南地域史研究』七輯、文献出版、一九九二年）。

(30) 桐野利彦「笹野原における藩士開発新田」（秀村編『薩摩藩の構造と展開』）。

(31) 『日本庶民生活史料集成』第二巻、三一書房、一九六九年

(32) 松下志朗「幕末における門割制度と農業経営の一形態」（秀村編『薩摩藩の基礎構造』）、同「名頭地主」の生成形態」

〔九州史学〕二八号、一九六四年。

(34) 『笠沙町郷土史』上巻、四五―四七四頁、一九九一年。

(35) 薩摩藩の海商・海運については、藤本隆士・松下志朗「幕末における薩摩藩の海運について」(秀村編『薩摩藩の基礎構造』参照。

(36) 「諸郷栄勞調 全」〔御俸約掛郡奉行久保之正上書〕(小野武夫編『日本農民史料粹』九巻、酒井書店、一九七〇年復刻)。

(37) 原口虎雄「幕末の薩摩」(中公新書、一九六六年)、上原兼善「天保期における領主権力の動向」(『西南地域史研究』三輯、文献出版、一九八〇年)。

(38) 『薩摩藩万留』一二〇頁、(七隈史料刊行会編『七隈史料叢書』五巻、一九七〇年)。

(39) 海老原清熙「薩摩天保度以後改革顛末書」(『近世社会経済叢書』四巻、一九二六年)には、薩摩国大口郷太田村・里村について同様な状況が報告されている。

(40) 島中彬「薩摩藩の五人組制度について」(『鹿児島史学』二七号、一九八〇年)。

(41) 「加世田市史」下巻、第二三編第五章民俗芸能、および上東三郎氏の談話。

(42) 桃園恵真「薩摩の真宗禁制について」(『鹿児島大学文科報告』史学編八集、一九六二年)。

(43) 大浦町教育委員会編『大浦町郷土誌編纂資料』第一集、四九頁。

(44) 『笠沙町郷土史』上巻、五三四頁。

(45) 『日本庶民生活資料集成』第一八巻、五三九頁、三一書房、一九七二年。

(46) (47) 『笠沙町郷土史』上巻、五二六・五四二頁。

(48) 桃園恵真「『さつま』のかくれ念仏」(『鹿大史学』八号、一九六〇年)

(49) 「枕崎市史」二八六頁、一九六九年。大浦町委員会編『大浦町郷土誌編纂資料』第一集、五一頁。

(50) 出水郷土誌編集委員会編『出水における一向宗禁制史料』(宝暦期)、一九六六年、および『日本庶民生活史料集成』第一

八巻にも収録されている。

(51) 『新水俣市史』上巻、九八九頁。

(52) 本史料は秀村氏による仮題であり、二階堂大林坊家（山伏）には弘化二年から安政五年に至る年譜・覚書が残る。秀村選三「薩摩藩における宗門手札改と一向宗禁制」〔九州文化史研究所紀要〕一一号、一九六六年）。

四節 寛延三年「諫早一揆」と在郷武士

九州では、武士と百姓が結合した大規模な一揆として佐賀藩の寛延三年「諫早一揆」がある。これも比較検討しておこう。

近世初期、佐賀本藩の実権は竜造寺氏から重臣鍋島氏へ委譲されつつあり、文禄・慶長の役でも聡師として朝鮮戦線に出陣したのは鍋島直茂であった。鍋島氏が佐賀藩主として名実ともに、竜造寺系統の諫早氏は多久・武雄・須古の竜造寺三家とならんで執政（請役家老）となり、寛永末年以降の知行高は二万六二〇〇石に固定した。嘉永五年における諫早氏の家臣は家老六人・平侍二五四人・歩行足軽七二五人など総勢一二二一人であり、小藩的な職制を整えていた。⁽¹⁾

寛延元年、佐賀支藩の蓮池藩鍋島直恒が諫早茂行と提携し、本藩主宗教を廃し、藩主弟を擁立しようとしたことが発覚し、諫早茂行は蟄居隠居、知行一万石の没収となった。これを知った諫早領の武士・農民一万三、四〇〇〇人は憤慨し、同三年六月、藩庁に直訴すべく領境多良に集結する。この一揆を検討した丸山雍成氏によると、一揆の首謀者は諫早家の家臣、若杉春后など一五石以下の下級武士であった。一万石の減知は、直接耕作にも従事していた下級

武士にとって、その知行地や耕作地の全部または一部が本藩蔵入地となり、その主従関係に変更をきたすことが予測され、一般農民にとっても所領変更にとまなう新たな貢租課役の過重化が心配された。下級武士の指導のもと、多数の百姓の参加を得て長崎奉行所・豊後日田代官所・大坂町奉行所などへ越訴・箱訴をこころみ、佐賀城下に向けて強訴の途についたが、諫早家の家老三村惣左衛門の説得で帰村した。そして、同年九月には指導者若杉が逮捕され、一万石の減知が実施された（十七年後の明和四年に返還）。

処罰者四一人は、武士（含足輕・歩行）が一〇人、町人など町居住者が三人、残りは大部分が諫早町近隣の百姓たちであった。「諫早一揆」における武士と百姓の結合は、生活実態での緊密な社会関係を背景としている。佐賀藩に郷士制度はないが、村々には武士と百姓が混住しており、その割合は村により違うが、諫早領唐比村では村民全体の一九％が諫早家の家中、被官で占められ、百姓や奉公人とともに五人組を構成していた。

被官とは、武士と百姓・町人の中間身分の者であり、特定の侍と主従関係を結び、平時は農業、商業に従事する一方、戦時には侍に所属して従事する存在であり、百姓からの取り立ても多く、献金と引換に足輕などの侍身分へ上昇することも可能であった。⁽³⁾

佐賀本藩の法令をみると、明暦元年に集大成された佐賀藩の基本法『鳥子御帳』⁽⁴⁾では、本藩家臣や又家臣の別なく田を耕作する者は「百姓之内」に加え、代官・庄屋の下知に従うよう規定している。また寛文十二年『御掟条々』は、知行一〇〇石以上の者の城下居住を命じているが、これはそれ以下の者の在郷を公認したことになる。佐賀藩における武士の在郷、農業従事は近世前期よりの一般的現象であり、中後期には家臣の窮乏化とともにいつそう促進された。⁽⁵⁾

佐賀藩多久領の小城郡松瀬村をみると、安政四年の村落構成は、百姓が村民の半数を占めるにすぎず、耕地保有規模は武士身分の者が上層であると限らず、百姓とともに五反一町層を中核に村を構成している。また、幕末期の杵

島郡志久村では、百姓は全体の四分の一であり、他は家来七人・歩行四人・足輕四人、および被官九〇人となっており、在郷武士の主体は足輕などの下級家臣であった。彼らは多く切米取だったから、蔵入地や他人知行地を耕作すれば年貢を納めねばならず、「公役」も掛かっていた。志久村の職業編成は、一八八人中一六五人が農業であり、在郷武士の多くが農業に従事していたのは明らかである。

志久村では庄屋を足輕身分の者が勤めているが、足輕は百姓とともに五人組を構成し、組内人の出奔時に連帯責任を負っている。足輕は苗字帯刀を許され軍団編成に組み込まれているが、彼らは百姓と馬を共有したり、両者間の婚姻もおこなわれるなど、日常生活での足輕・百姓の区別は少なく、庄屋の不正会計をめぐる村方騒動でも両者の結合が実現している。

以上、九州における武士と百姓が結集した一揆の社会基盤には、共通して多数の在郷する武士と百姓の間に何らかの社会結合が確認できた。結合形態は藩によって異なり、人吉藩・佐賀藩では武士と百姓が混住し、同じ五人組を構成し、共通の信仰組織を結成するなどの日常的な結びつきがあったが、鹿児島藩では郷士と百姓が別々の小集落を形成し、五人組・祭礼も別であった。「葦山騒動」「諫早一揆」における一揆勢の組織的な強固さに比べると、「加世田一揆」は僧侶の説得で容易に解散しており、一向宗の信仰組織を基盤としていようと、日常的結合が薄いだけに強力な組織形成を果たすことができなかった。

鹿児島藩における郷士の存在形態のみを見ると、それが一揆を抑制する装置としてある程度機能していたと言えるが、一般化できないのは人吉・佐賀藩の例から明らかである。多数の武士の在郷は、単に「封建支配の強さ」を意味したのではなく、反対に封建権力へ抵抗する一揆組織にも転化しえたこと、百姓との社会結合があったことをこれらの一揆事例は物語っている。

これまで、「西南辺境型領国」における藩権力の強大性、地方知行の存在、郷士制度ないし在郷武士の存在から、

一揆の不発性が論じられてきた。⁽⁹⁾これは一面合理的であるかに思えるが、必ずしも説得的でない。陸奥盛岡藩では、近世中後期にも大きな実質的権限を持った地方知行制が展開しており、内高二五万石のうち半分が家臣知行地となっていた。同藩における一揆展開は、天保年間だけでも七〇件を越える一揆が確認される。ここでは、弘化四年、嘉永六年に全領的規模で闘われた三閉伊一揆のほかは一ヵ村規模の知行所一揆であった。

仙台藩では、⁽¹¹⁾一般に武士が在郷しており、なかには百姓数を上回る村もあった。在郷家臣の多くは陪臣であり、彼らは主人の居館の周辺に集住しており、兵と農の空間的分離は貫徹している。人別帳は百姓と別に作成され、百姓との婚姻も原則として禁止であった。在郷家臣の生活基盤は奉公人前という武士名請地にあり、これを手作していた彼らに年貢は課されなかったが、藩から課される役負担があった。寛政九年、藩北の農民が一大群集をなして仙台城下へ押し寄せてきた一揆をみると、一揆は村単位で非組織的であり、これに在郷家臣の参加はなく、大身家臣が組織的鎮庄に乗り出した形跡もない。地方知行・在郷家臣が一揆鎮庄に有効であったとは言えず、ここでも対知行主の闘争が展開している。

知行主の救恤が農民層との矛盾緩和をもたらし、一揆が起こらないとする見解もあるが、⁽¹²⁾救恤は年貢諸役搾取と表裏一体の関係にあるから、そこではむしろ知行主と知行所農民との局地的闘争が展開される。地方知行制は一揆発生を抑圧したのではなく、農民の組織拡大に対して抑圧的機能を有した。

九州諸藩のなかでの一揆寡少性は、地方知行・在郷家臣が存続する諸藩にのみ認めるとはできない。近世前期に俸祿制へ転換した諸藩領域においても、久留米藩・熊本藩・延岡藩・幕領天草を除けば、地方知行の存続する諸藩領の一揆発生件数と大差はない。⁽¹³⁾一揆不発性は西南辺境諸藩のみでなく、かなりの九州諸藩に当てはまる。ゆえに西南辺境諸藩における一揆件数の少なさを取り上げ、その理由を地方知行や在郷武士に求めるにしろ、その前提として、多くの九州諸藩における一揆の寡少性、とくに福岡藩・小倉藩の大藩における一揆不発性の理由が追究されねばなら

ない。何といつても、鹿児島藩・人吉藩・佐賀藩では地方史料が極めて少ない。

〔註〕

- (1) 『長崎県史』藩政編―諫早領―、一九七三年。
- (2) 丸山雍成「佐賀藩諫早一揆の歴史的意義」(同編『幕藩制下の制度と社会』、文献出版、一九八三年)。
- (3) 三木俊秋「佐賀藩多久領における被官の研究」(『社会経済史学』三三一―二号、一九六七年)、同「佐賀藩多久領被官の身分と生業について」(竹内理三編『九州史研究』、御茶の水書房、一九六八年)。
- (4) 『鳥栖市史』史料編三。
- (5) 高野信治「幕末期における佐賀藩家臣団の構造」(『九州文化史研究所紀要』三二号、一九八六年)、同「家臣団の編成と構造」(藤野保編『統佐賀藩の総合研究』、吉川弘文館、一九八七年)。
- (6) 三木俊秋「佐賀藩多久領給人地行地の一側面」(『九州文化史研究所紀要』七号、一九五九年)。
- (7) 長野運「佐賀藩身分編成に関する一考察」(『西南地域史研究会編『西南地域の史的展開』(近世編)、思文閣、一九八八年)。
- (8) 長野運「佐賀藩における兵農分離制と村方騒動」(『佐賀大学経済論集』四六号、一九八五年)。
- (9) 秀村選三「幕末期西南辺境型領国における流動構造の特質―試論―」(宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房、一九六七年)、同「再び『西南辺境型領国』について」(『地方史研究』一二二号、一九七一年)。
- (10) 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』(著作集七卷、法政大学出版会、一九七四年)。
- (11) J・F・モリス『近世日本知行制の研究』(清文堂、一九八八年)、中川学「給人地方知行制下における村落構造の特質」(『日本文化研究所研究報告』別巻二八号、一九九一年)。
- (12) 長野運「佐賀藩の幕末期における地方知行村に関する若干の考察」(『佐賀大学経済論集』一四―三三号、一九八二年)。
- (13) 拙稿「九州における百姓一揆の展開と特質」(『九州近世史研究叢書』―九州と一揆、国書刊行会、一九八五年)。

展望―兵農分離をめぐつて―

佐々木潤之介氏⁽¹⁾によると、中世末における日本固有の封建的分解の総体を兵農分離の過程と呼ぶ。それは、家父長的奴隸制の解体にともなう自立小農民経営・在地小領主の形成であり、在地小領主が社会的権力として成長し統一政権を生み出す。統一政権による新たな支配は、兵農分離の過程を支配の論理に組み換えていき国家支配の原理とする。これが兵農分離制であり、一つは検地による百姓身分の確定、村請制による百姓編成、もう一つは右の農民支配に基づいて武士を政治的に編成し在地性を否定するという二側面を持つ。武士層は、兵農分離の過程において農民のおこなう農業労働過程から排除・遊離してきており、これを基礎に彼らの在地性が払拭されるのである。

このように、近世における武士と百姓の「棲み分け」は兵農分離の結果であると考えられてきた。⁽²⁾ならば、多数の在郷武士が存在する人吉藩・鹿兒島藩・佐賀藩は兵農未分離の状態となるのだろうか。経済的後進性で解決できるところでなく、これらの諸藩においても中上級家臣は知行地を持ちながら城下町に集住しており、また在郷する下級武士と百姓の間にも身分区別があつて、決して兵農未分離とはいえない。中上級家臣の城下町集住は朝倉氏の城下町一乗谷に見られるように、⁽³⁾戦国期から進められており、右の諸藩でもある程度貫徹している。問題は、下級武士が近世初期から広範に在郷し農業に従事していたところにある。彼らの城下町集住はなぜ貫徹しなかったのであろうか。

これについて、戦国大名と近世大名の軍団編成の違いを検討した高木昭作氏によると、⁽⁴⁾戦国大名の軍隊は最後まで農村に住む土豪の武士・有力名主の組織力に依存し、個々の家臣が出陣する際に携帯する武器とその持ち手の数だけ規定した。これに対し近世大名は、地方知行の有無に拘らず武士と百姓の間の直接的な接触がなくなったため、武士の農村における人員組織力に依存することはできず、侍・足軽・中間・又者・人足数に至るまでの軍団編成を規定し、大名直属の足軽隊や百姓による小荷駄隊を組織したという。

戦国期と近世期の軍団編成の違いは、一つに足輕隊など下級武士の編成のあり方に求めることができる。これら下級武士の多くは在地小領主や有力名主クラスであり、彼らは統一権力による全国的な国替の実施によって、それまでの主従関係を断ち切れ、新たな大名の足輕などとして城下に集住するか、村に居て庄屋等に任命されるかの岐路に立った。

国替を一度も経験しなかった鹿児島藩等では、戦国期以来の在地小領主層との主従関係を断ち切ることなく近世に持ち越したため、多くの下級武士を農村に居住させることになったと考えられる（在郷家臣は、領内召移しによって旧来の在地との諸関係は断ち切られている）。具体的実証は今後の課題であるが、近世農村における武士の一般的な不在という社会体制は、兵農分離の直接的結果でなく、むしろ初期国替のもたらした結果ではなからうか。国替とこれを契機とする軍団編成の変化は、百姓身分で構成される近世農村社会を形成した要因として改めて問直さねばならない。

〔註〕

- (1) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』上巻、二二一―二二六頁、東京大学出版会、一九八四年。
- (2) 朝尾直弘「兵農分離をめぐって」、『日本史研究』七一号、一九六四年、同『日本近世史の自立』に再録、校倉書房、一九八八年。
- (3) 水藤真「考古学から見た城砦都市―乗谷」(豊田武他編『講座日本の封建都市』一卷、文一総合出版社、一九八二年)。
- (4) 高木昭作『日本近世国家史の研究』九頁(岩波書店、一九九〇年)、同「大名の軍隊」(『日本歴史体系』三巻、一九〇頁、山川出版社、一九八八年)。

(九州大学文学部九州文化史研究施設)

〔付記〕 本稿の作成にあたっては、以下の諸機関、諸先生にお世話になりました。記して感謝の意を表します(敬称略)。

鹿児島県歴史資料センター黎明館、加世田市立図書館、大浦町中央公民館、上村民俗資料室、出水市立図書館、広島大学付属図書館、東京大学史料編纂所。

安藤保、上東三郎、尾口義男、黒田安雄、高田素次、徳永和喜、中山富広、長野暹、春成峻、原口泉、秀村選三、丸山雍成、松下志朗、頼祺一。